

新潟市「国家戦略特区」の説明を聞く 編集部

[時評] 関税大幅削減の牛豚肉、不可欠な経営安定対策の充実… (SH) (2)

☆表紙写真 新潟市の農地集約化の説明を受ける調査メンバー 編集部 「農村と都市をむすぶ」2015年12月号(第65巻第12号)通巻770

関 稅 大幅 削 沙或 0 生 豚 肉 不 可 欠 な 経 営安定 対 策 0 充 実



Т 税 Р 引 Р き下 大筋合 げ を受け 意にお たの 11 て、 ば、 ŧ 牛 つ とも 肉 豚 大 肉幅

水程

0 年 関 税 行 八 • Ŧī. % 協 定

であり 年 階 Е ン PAに Ħ 的 3 は、 E に き 九 削 現 お げ 現 % 減 行三八 行輸 Ħ. ける冷 され セー B ħ 引 年 入量 自 き下 フ 7 ガ 0 凍 後 • 11 Ħ. げ 挙に 1 五. セ 肉 き、] % 6 一万ト 八 Ħ が フ 0 ħ 加 年目 簡 ガ 几 分 车 Ī 分 ñ 単 を 一目に二〇 F. 0 九 0 発 関 % 削 0) • $\overline{\bigcirc}$ 発 に $\overline{\mathcal{H}}$ 税 動 0 减 過ぎ だされ 万ト 動 関 % で きる水 永 九税% 準七二 な 水準 • になり、 11 Ŧi. % 四 % は、 で 0) 六万 % 半日 Ż は __-五. な 分 豪

あろう。 にとっては、 牛 意 肉 味 の乳 あ 才 スキ る 玉 境 肉 保 • 護 和 措 4 لح 置 と 0 交雑 な ŋ Ź 0 F I 11 で 牛

八二円 6 U 〇年 0 $\overline{\mathcal{H}}$ き下 豚 肉 1 自 げの 年 以 ら関 Ė に 4 下 約 税 0 0 は 安 1 以 現 セ 11 五円 降行] 10 豚 兀 フ 0 肉 ガ Ŧī. 段 0 階 Ì 関 % 税 的 F. Ŧī. 年 は は、 引 廃 \blacksquare き下 き下 止 3 年 1 げ年 n げ \blacksquare 7 7 6 K に れの 現 Ł 行 年 • kg Ħ 円匹

0)

営

数

餇

数

でとも

九

年.

Ľ

]

クで

あ 規

が経

を占

<u>Fi.</u> 体の三・七

頭

大 肉

規 牛

模

七

Ŧī. 0)

経 過

同 Ŧī.

%を 養

占 以

8

ている。 0)

規 層 養総 IJ

模

.営

最

大

層

産に

お

11

て、

飼養規

模一

Ĺ

大規

模

営

%

が 最

> 餇 頭

> 数 0

半

||

几

%

度 豚 \exists 生産 まで で輸 本養 z た場 者 入され、 に わず かし 玉 再 産 Ė か生き残 生相 産 勝 産 場の 会長 は 可 低 セ 能 目 価 n な 下 フ ない 価 部 ガー 豚 位. 格 肉 」としてきた。 は Ë 下 課 0 П 픤 税 従 廃 り、 り、 後三 量 前 Ŀ 後 税 一され 五. 玉 内 己

そ 6 0) 更新 この 継続を 関 税 牛 が Ш 断念する事態が少なからず起こると考えら 事 肉 近 kg 業 • 1 五〇 の継肉 将来であっ)円に近 続 0 を考える 交渉 1 七〇 結 長期 一円に 先行 なるの を見た生産者は 0 先 きの展望の のことでは は五年後であ 暗 れる。

等による生産に農林水産省は 性 用 農水省 生. 0 確保 豚肉 等 \neg Ď 平成二六年 肥 体 コスト 豚 は、 育 質 肉 豚)の生産構 強化 0 の削減や品質向 目 策が必 結 別 畜 果分析」に の農林 産 造は、 統計 要」とし 水産物 どうな 上などの国 おい た。 ょ られば、 って では、 て、「 0 影響 11 規模拡 経肉 る 産 牛 用 0 0 肉 牛 か。 優 0 肉 位 大 V 0

0 経 Л. 年に 万 営 頭 数 年 Щ 模 か 経 5 0 中 Ŧį, 減 少 餇 が 日 生 養 本 じ 数 7 肉 九 11 生 • 最 大規 豚肉関税の大幅引き下げ

に対処し

て日

本の生

肉

ば、 は 成 規 %模拡 状 態 大の 達 余地 L 7 は乏しいのである 1 るのであっ て、 全体として見 n

総数の六九%を占め、 ○頭 以上の大規模経 四年の肥育豚の生産において、 一%)が五八%を占めている。肥育豚生産は 営 同三〇〇〇頭以 0.0 (全体の二〇% 上の最大規模層六 飼養規 **焼二** が飼 大 養 \bigcirc

模経営、 増 V 規模経営中心の 四年 なお、 る(大規模層 四年へと経営数・ ○九年→一四年三一万頭増 →○九年の拡大に比べると、そのテンポは鈍って 三〇〇〇頭以上の最大規模層ともに、 肥育豚生産においては、二〇〇〇頭以上の大規 生産構造になっているとい 0 餇 飼養数ともに拡大を続けているが、 養 \数:○四年→○九年一○六万頭 ってい ○九年→ V)

関税大幅削 産コスト削減のテンポが鈍っていることを踏まえると、 減の余地は乏しいこと、 が このように、 層強まる。 減 0 事態に対する経営安定対策・充実の 肉用牛において規模拡大=生産 肥育豚においては規模拡 コスト 大二生 重要 削

販売額 キン)、豚肉については養豚経営安定対策事業がある。 牛肉につい ずれも、 一. 国三、 割が 粗収益) 補填され 生産者も資金を拠出すること(肉用牛 ては肉用肥育牛経営安定対策事業 養豚は生産者一:国一)を前提に、 が平均生産費を下 る つ た場合に、 (新 その 平均 は 7 生 ル

> 割補填 豚 す 肉生 産を維 粗収 生産者 持し 益と生 積立金の ていくには、この経営安定対策 産 の引き下げなどが必要である。 コストの差の八割補填から一〇 の充

実には言及していなかった。 化)を考えなければなら Ш I 新農相 は 初は ない 制 とし 度のあり方(経営安定対策の充 両 事業の法制

た」とされる。 が大切だとして補填の引き上げに前向きな姿勢を示し の要請に対し「農家が安心するには経営安定対策 大に直面した結果であろう、 だが、 関税大幅引き下げに対する生 月四 $\overline{\mathsf{H}}$ 産 現場 JA 徳島 0) 中央会 充実

○割補填には無理がある」との認識を示したとも報じら よる牛肉と豚肉の買いたたきを招く恐れがある」とし「一 その一方で、「国が全額 いる。 補填すれば、 流 通業者などに

水産省の指導で防ぐべきもの いたたきの恐れがあるとするならば、 である。 それは、 農林

なっ

ある は乏しく 牛肉• 全体としてみれば規模拡大→生産コ (豚肉)。 豚肉 华 肉)、 の生産は大規模経営中心の構造 また、 規模拡大のテンポは鈍り スト削 E 減 0 余地 うつつ 7

ように、 格下落時においても所得 これを前提 ると言わなければならない。 経営安定対策を充実させること にすれ ば 牛 (家族 肉 • 労 豚 働 肉 生産 費 が が の維 カギをなして 確保され 持 に は、 得る

S H

潟市における国家戦略特区

国学院大学非常勤 講 師 神 畄 安雄

1 新潟市 国家 戦略特区」 の位置

規制改革その他の施策を総合的 強化する。 経済成長戦略 会の構造改革」を重点的に推進して産業の国際競争力を 施行された。 としてい 同法は、 「国際的な経 国が定めた国家戦略特区において、「経済 **の** 第二次安倍内閣のアベノミクス第三の 環として位置 済活 動 0 かつ集中的 一づけられて 拠 点 を形 成す に推進する るため、 矢の 社

玉 家戦 略 特 別区 域 法」は二〇一三年一二月に 公布

践拠点の形成 つ たものである。 、農業等の 改革による産業 **飛競争力** 0) 強 化

法制)、 農業である。 をあげてい ための病床規 での外国 促進のための雇用条件の まちづくり、 区内での規制緩 有期雇用の特例など。 医 る 師 教育、 制 とくに雇 • 看護師 の特例、 雇 和 0 用では、 用 (規制改革 業務解禁、 明 保険外併用療養」 確化 医療、 医療では、 グロ 革 解 歴史的:] 高度医 雇ル の柱 バ 建築物の] ル は、 国際 「療を提 ル 企 業等 の拡充など 都 医療 労働 の活 市 供 0 再 いする 拠点 時間 投資 生

分担 の農用地区域内設置)委任)、 農業では、 (農地 農業 農業生 一条の農地 、の信 の容認、 産法人の要件緩 用保証制度の適用であ の権利設定・ 農業委員会と市 和 移転 農家 0 町 市 V スト 町 村 村 0) -ラン 事

際的ビジネス拠点の形成

(世界から資本・人材

び込

安倍内閣

の描

<

国家戦略

特

区

一のイ

メー

. ジ

(1)

玉

国際的ビジネ

- ス環境

の整備)、 7

②医療等

0 よる高

国際的 を呼 は、

7

3

発

ラ ベ

]

シ

)

度医

開

発

実用 ン拠点の

化

の推進)、 開

③革新的な農業等

の産

業

0

実 療

玉

家戦略特区の第一次指定(一四年五月) は、 六区 域

に対し ておこな わ 'n た

拠点]、 神奈川 1 業の改革拠点」がある。 である。 そのうちのひ ノベーション拠点]、 ン拠点」、 県・千葉県 沖縄県 農業関 関西圏 とつが、 係では、 国際観 成 (大阪府 光拠点] 福岡 新潟市 また、 ほかに兵庫県養父市 市 兵庫県・ 「際ビジネス、 [大規模農業の ほかに [創業のため がある。 東京圏 京都 府 1 改革 0) 雇 ノベ 東京 中 [医療等 用 Ш 拁] 都 改 間 革 シ

拠点 性活躍 林 担い 第二 • 医療の交流」のための改革拠点〕、宮城 手育成」 一次指定 の三区域 社会起業」のための改革拠点]、愛知県 (一五年九月) が追 のため 加され、 の教育 では、 • 雇 用 秋田 農業等の総合改革 県 原仙台 仙 北 市 市 産 業 女

利

値 ユ

けて 得を追求できる道筋をつくりだし、 矢 なげようとするものであった。 療・ 国家戦略 農業・ (規制 特区 0 教育といっ 緩 一のねらいは、一 和 É 由 た 化 岩 玉 盤規制 定 |内外 0) これを X 一の資 にド 域 0 なか 本が参入 リルで穴を 「成長」 で雇 し利 用 開 •

件を役員 と並んで、 新潟 移転許 市の ②農業委員 人の 国家戦 可業務の一 平地農業におい 農作業従 略特区の指定は、 会による農地 部 事 (企業参入関連)を市町 て、 年 -間六〇 ①農業生産 法三条 養父市)日以 0 法人 農 £ の中 地 に緩 0 0 Ш 村)役員 権 間 長 農 利 和 設 す 要 業

商

けられた。 まり農業参入企業等) に委任すること、 革/ ③商 0) 実践拠点をつくり 工 の信用 一業者とともにおこなう農業 保 証制度の だすも 適 0) 用 と位 とい 5

創設 家戦略特区」とし の審議を経て、一 用] j. 新潟市 0 高い バレー ・フー して実現しようとしている。 である。 ・ドバレ 食品に支えられた農業・ は、 特
 X
 新潟経済同 新潟市は、] 四年三月に新潟市全域を区域とする「国 て首相 構想を提言 特区] から指定された。 構想は、 一友会とともに、 これ を国家戦略 食品産 国家戦 力強い農業と付 略特区 業 提言され 新 特区 0 潟 玉 位の手 一諮問 拠 法を 加 0 フ

2 ニュー . フ I ドバ レ اً ً 構 想と国 家 戦 X

(1)新潟市のニュー · フ ー ĸ バ レ Ī 構想

新潟 ジェクト」 市は、 を策定した。 年に 新 潟 ・フー 1, バ V プ

であっ 産業ナンバ 業を含めた食産業全体が連携し共に成長し発展」して「食 て形成され 工連携と六次産業化、 これは、 た。] た農業と食品産業の蓄積 100五年の近隣 0 ワン 構 想 都 声 計 をめざすとい ②フードデザ 画 0 下で、 三市 六 町 を基礎 イン う 対との合併に 0 取 戦 ŋ (食 略 組 の売れる 4 構想 ① 農 つ

④食品リ 組 • みづくり)、 創業 Ý イク ③ブランド に による取 ⑤高度: n 組 な技 -力情 み を開 術研 報 発信 究 始 • (新潟ブランド)、 人材、 た。 ⑥食産業

スト、 工支援 ともに、 した教育 位. 米菓製造や米飯 けた農業体 0 全国トッ せて宿 を建 農商工 潟港、 位、 億円 位、 蓄積を土台に、 き合う日本海 の企業が立 新潟市は、 商 泊 設 7 I 農業産出 生産 型 連 同 連 プクラスで、食料品関連事業所数二二九社 • 国際空港の新潟空港が立地 食料品製造出 ター) 験 ・ケティ 携 0 携と六次産業化では、 研究機関も多く立 位 農業 野菜 地 0 • 水 0 加工 拠 拠点とすること。 拠点都 L \blacksquare ・切り餅製造、 額六五五億円 不体験: を建設 点 ン 世界とも向き合うという構想であ ている。 の大農業都市 面 グなどの支援を行う施 • 花き・果樹 積二万八五 教育 市 施設を併 販売を一連で支援する六次産業 荷額二三一〇億円 。そのため、 の新潟 ラ 食品. 地 ア 設 して ビスケット 00 である。] • (同三位)、 農業活 水稲 加 アグリパ 市 す して、 ha 工 が、こうした農と食 11 ラベて とす 技 . る。 の生 農業・ 市 術 性 食品製造力 米産 る計 ーク 産技 「東アジア 総合拠 町村 0 製造の全 設とし、 化研究セ 4 同六位) 食品 1/1 新 出 学 商 術 画 別 食品 点港 生 に で て 品 研 額 あ 関 国 全 あ 0) 究 ٤ 同 ع) 向 わ テ 加 化 4 0 連 玉

> 開始し 会が一 た。 施設とも一三年六月、 アグリ てい 四年六月につくり、 P `る。 グリ •] スタデ クでは、 1 市内 新 新潟 プ 潟 市 小学生など \Box 発 グラ 南 わく 区に建設され、 Á わく 0) を市教育 、教育フ 農業体 委員

業化、 た食の 1 化 してさらに発展させようとのねら 区」を国に な次 新 ③ 付 バレー 潟 潟 農商 世 拠 市 市 点化 加 0 が国 代型農業の 提言 工連 価 提言がめ プロジェクト」 家 推 値 獲の 進 0 したのは、 戦 高 略 推 推 ざす施策の 11 特 であ 食品 進 進 区 · つ を国 ②農家レ 開 新 強い 発 潟 家戦 方向 年から 0 農業を支える基盤 推 11 ユ 略 スト から 進 は 特区 0) ① 革 っであ フ ランなど六次産 4 |の手法 世 新 昇に 1: 新 つ 潟 的 バ 開 を V の強 か 利] 進 用 フ 特

的

(2) 新 潟 市 の _ = _ I フ I F, バ レ I 特区

人に対す 容で指定され、 新 新 その 潟市 潟市 区 玉 0 [家戦略] 定めら á 農 の提言 0 家レ 「農業生 れた 特区 スト 実施に移されて] 産法 ・ラン 農家 手法 の指定では、 フード など六次産業化 人 レストランの設置を前 • 0 事業に合致する バ 要件 レ 1 V ①農業生産法人の役員 緩 る 特 和 (表 区」提言 をめ 1 を 求め Ŧ. ざす は、 0 た 農 事 玉 にだし 業法 対

クボ

夕、

ブン

&

1

•

ホ

ディ

グ

ス

などの

企

業

生

潟市の

特区に

おける第

の事 iv

業

は

 \Box

]

ソ

ン、

新

組

スエフネッ

トライ

j

が

地 福

元

0

農事

組合法人ア

グリ

悠悠と

たくみファームは、

祉事業などを展

開

ける㈱

ア

1

工

てい

る。

1

ずれも

地 計 デ

元 七

の農業者 社

•

農業法人とともに

新

法 n が 潟

が

特例

農業法人として

認め

6

物

参入する等して、

要件 表 られる。 1でみておく。 0 緩 が 第 和、 の点は: ②農業委員会の業務 後述することとし、 0) 事 業とされ、 0 微 部 妙 岗 0 なず 事 市 業 町 n 村 0) 內 が 容 0) を 4 委

X

務の一 農地とし 扱いとする(国家戦略特区法一八条)という特例 に従事する役員 および関連事業 可 人の六次産業化を進 事 第一 務 の農業法人経 0 農 て を市 の権利設定・ 地等効率 企業の農業参入に係る農地 が 町 村長 加工・ 人い 営多角 的 めるために、 利用 べに委任 移転 れば、 販売等) 促進 化等 する特例 (貸借 農業生産法 促 事業は、 を行う法 玉 淮 写戦略 • 事 売買 であ 業 法 農業委員 は、 人と 人は、 る 三条 特区 0 農業生 両 内 であ 同 方 0) ごで農業 農 会 様 作 地 0 る。 産 0 0) 許 0) 事 取 業 法

る

Ĭ

イコン

 \Box

ソン

委任 有権 して取 役員が一人いる農業参入企業であれば、 つまり、 を受け 0 注 取 'n 1 得 扱 わ た市 国家戦 が認めら ħ 、農地の 町 略 村長が許 特区内に限って、 九 借 これを農業委員会でなく事 り入れだけでなく買 可できることにしたのであ 農作業に 農業生産法 従 事 n 人と す 所 á 務

> 生産 地消のおにぎり・弁当として販売する。 長G氏)。 など 0) \Box な 水田 組] \Box ソ 0) 織 経営者G ン ・ 砂 などの] ・ソン Ĕ. 田 フ 畑や 経 Ŧi. が 営 ア 野菜も生産、 ha で 2全量 氏 耕 農] 作 地 4 (水田 * 賈 は、 放 は (コシヒカリ、 借 11 棄 地 全国で一 り入 上 げ、 Ħ. 0 ha 利 ħ 市内 用 Ł が 洫 多 Ō か 岸 0 0) こし 今秋 共 < 所 部 \Box 店 同 Ħ な 0 舗で いから二 で設立 ソ 0 つ 西 3; 開 7 蒲 販 で地産 き 設 X ha 社 を す で 地 西

元

を生産、 蒲 イ 区 〇 • <u>ا</u> セ \exists 県内] ファー ha カドー ox でダイ 首 4 都 は 店 ・コン、 巻 舗 \overline{O} 0 全 生 店 玉 カブ、 デ 舗で こみ 販 É 売す П か 収 ヤ 所 Ź ガ 見。 1 堆 肥化 Ŧ 県 など 内 L て、 0) か 所 西 0)

三 六 ha 輸出用米を生産 新潟クボタによるNK で小麦を生 西 産す $\overline{\mathbb{Z}}$ • ファ 西 蒲] X ームは、 0 砂 £. 畑 西 区 CX 耕 0 水 作 放 田 棄 Ŧī. 地 ha 0

を主 んで、 産 第三 を農 す 0 な 材料 農 地 耕作 用 地 畜 域 区域 とし 産物 農 放 畜 棄 7 É 産 地 内に設置することができるとい 調理 農業 物利 等で果実 振 用 して提供 興 促 進 の生 地 事 域 する場 内で生 業は、 産 加 一産され 農業者が自 \perp 等 を行 る · う 農 畜 己 特 ス 産 0

表 1 新潟市 国家戦略特区(革新的農業実践特区)区域計画の概要

1 特定事業 (1)農業法人経営多角化等促進事業 農業生産法人に係る農地法等の特例(役員要件を役員1人の年間60日以上の農業従事に緩和) 特例農業法人[参入企業] 認定年月 場 所 農地面積 **重** 生 内 空 ①ローソンファーム 2014年12月 西蒲区 水田 5 haで米 (コシヒカリ等) 生産、市内店舗で弁当等を販売 新潟[㈱ローソン] 2. 0ha 野菜(ダイコン等) 生産、市内店舗で販売、野菜工場も計画 ②(株)新潟麦洒 2014年12日 西蒲区 牛・豚の肥育・加工・販売、耕作放棄地での和牛放牧 ③NKファーム新潟 2015年6月 西区・ 5. 0ha 2016年産より輸出用米(新規需要米)として作付け 「㈱新潟クボタ] 西蒲区 3. 6ha 砂丘畑・耕作放棄地で小麦栽培、地元産ブランド化めざす 木質ペレット燃料の暖房温室で苔玉の生産 **A供WPPC** 2015年6月 秋葉区 2015年6月 西蒲区 ⑤セブンファーム新 0.8ha 県内4店舗の食品残さを回収、堆肥化し、野菜(ダイコン等) 潟市[㈱セブン&ア の露地栽培に活用 イ・H1 ⑥㈱ars-din 2015年6月 東区 5. 5ha 同社経営の居酒屋で提供する枝豆等の生産 ining 2015年6月 西蒲区 ⑦たくみファーム 耕作放棄地等でラディッシュ、イチジク、トマトを露地・施 「㈱アイエスエフ 設栽培を障がい者就労の場として。就労支援施設として加工 施設も予定 ネット]

(2) 農地等効率的利用促進事業

農業委員会の事務の一部(企業参入に係る農地法3条の権利設定・移転事務)を新潟市長に委任する特例

(3) 地域農畜産物利用促進事業

自社や市内の農畜産物を利用した農家レストランについて農用地区域内への建設を認める特例							
認定施設	認定年月	場所	転用許可	事業内容			
①(有)フジタファーム	2014年12月	西蒲区	2015年5月	自社製造のミルクを原料としたスイーツカフェ設置			
				自社や区域内生産の農畜産物を用いたレストラン設置			
②㈱絆コーポレーショ	2014年12月	江南区	_	自社生産の農産物、地場の食材を用いた農家レストラン設置			
ン							
③(有)ワイエスアグリ	2014年12月	西蒲区	2015年7月	自社生産の農産物、地場の食材を用いた農家レストラン設置			
プラント							
④(有)高儀農場	2014年12月	北区	2015年7月	自社生産の農産物、地場の食材を用いた農家レストラン設置			

(4)農業への信用保証制度の適用

市の新たな融資制度の下で、商工業とともに農業を営む中小企業が、県信用保証協会の保証を得て、資金融通

2. その他

・雇用労働相談センターの設置

雇用条件の明確化を通じて農業ベンチャー等を支援するため、雇用相談センターを設置

資料;新潟市『国家戦略特区 新潟ニューフードバレー構想の実現に向けて』2015年9月、等により作成注)いずれも2015年9月時点のデータによる。

培 な 物 供 ŧ 連 限 れ 11 ス 社 農 調 あ 携 給 0 共 携 経 会 1 0 か 0 0 夕 デ 間 (有) 1 従 産 0 11 0 ラ 潟 律 振 特 る 藤 た 来 4 う 農 設 農 米 \blacksquare る 市 化 . 貯 1 米 資 経 六 毅 ち 用 設 を 用 特 ア か 0 1 な 者 表 房 営 6 代 置 特 (有) \exists \perp Ŧī. 地 \overline{X} 地 蔵 区 た 農 表] 屏 V 7 な 酪 頭 1 X 0 X 8 内 X 施 - Δ 産 展 農 C 7 が A わ あ 域 特 域 設 戸 物 4 11 供 W フ 17 3 Y 育 は 内 例 は 限 0 な 集 な 農 تح 条 C 水 フ る 給 T ろ L 加 成 で が n 法 業 認 栽 S T 牛 す 稲 7 ア 0 る 培 用 九 き 販 九 農 用 荷 関 別 転 几 か Δ • X 0 \mathcal{F} 会社 八 施 L か 餇 売 九 用 5 社. 家 施 建 す ٠ 稲 4 酪 Ź 6 年 設 11 料 が 0 V 農 農 年 農 う 製 堆 稲 旧 0 餇 設 作 藤 許 ス 用 で 耕 料 立. 物 作 で 経 岩 き (有) 可 家 地 な 栽 氏 あ ち ラ 産 有 室 0 V

部門を吸収し、 注2)。 ĺ 1 ラテリ 「メルカー ム生産 -を製造 ア・レ の生乳と地 <u>|</u> • 三社の生産物を統 眅 ガ を立ち上げる等、 筦 Ì Ū 口 場産野菜などを原材 てきた。 近年では、)三年設 六次産業化してきた 販売する産 並 米工 料に は 置 房 L フジ こてジ 0 販 夕 3 ッ 売 エ フ

を特区事業としてスタ 自社と地元産の 第四 このフジタフ しなおされ、 0) 農業へ 、 の 信 農産物を使 自 ア 社 1 製造 用 L 保証 1 • グ ŀ • -させ 生 ĺV 制度の適用 用したイ 乳 1 原 プが 料 Ż (株) 0 では、 ij スイ 藤 ア 田 牧場 ンレ ij とし 五. ・スト カ ラ 年 て組 ラン 九 エ 月

現在で、 保証され だい 八件が認定され、 る 総 融 資 額 • 九億 円 が 信 用

漁業成長産業化支援機構 (株) 号に一 くとする 藤 田 牧場の農家レ 五年九月 「ほくえつ六次産業化応援ファ 決定した。 ストラン事業は、 Â F I V E 北 を有 ンド 越銀 限 行と農林 責 0 出 任 資 組

Ŧi. X. 年 の場合は 開 業• ○月に 0 雇 農業ベン 用 事業拡大企業と 開 労働 相 チ 談 ヤー ヤン 就 ター 企 労希望者を対象にして、 業等に限定し 0 い設置 では、 新 潟 玉 市 丙 Ó 0) 特

3 玉 家 戦 略特区についての若干の考察

房長官、

地

方創生

担当

相

経済

再

生

担

当

相

規

制

この 家戦略特区の手法を活用しようとするものであっ \Box 新 エ 潟 クト」 市には二〇 ユ] フー 0) 構想があ ドバ 一年策定 レ | | ŋ 国家戦 構想を実現 のニュ 略] 特 教育 ・フー す 区 Ź ため j. 0) 農業など バ 提 レル 言 プ

由化)、 であった。 を各分野に引き込んで「成長」を実現しようとするもの 0 **岩盤規制にドリルで穴を開** 国内外 国家戦略特区は、 の資本・人材(とりわけ 雇用・ け 医療 どて 外国資 • 規 制 本• 0) 緩 人材) 和 É

の政策) 妙 なずれ」を感じるのは、 新潟市の「プロジ との起点の相違にある。 エ クト」と国家 市と国 戦略 (というより官邸 特 区 との 間 È.

と食品産業の蓄積 新潟. 市 ープロジ ぞ エ 、あり、 クト」 これを基礎に 0) 起点は、 地 域 た農業を含む E お it る農業

食産業全体の連携・ 成長 • 発展である。

0

盤

規

制

家戦 首相 の資本・人材を引き込むことによる「成長」 を開けること」であり、 識 略特 者議 が特 れに対し、 「家戦略特区を「官邸主導」とい 員 区 区を指定するばかりでなく、 諮 Ħ. 名は 間 三会議 国家戦 11 [の議] るが、 略 長は首. 開けられた穴をとおして国 特区 内 閣 内 相であり、 起点は、 0 わざるをえない 議員 審議・ は 岩 経済界 財 であ 運営する 務 などの 0) は に穴 内閣

域 11

な X

起

点と

とす

á ħ

新

潟 が

 \Box

3)

エ

ク

1

は

家

略 抽 な 相

ず

牛 市

ま 0

ごさる J

をえ

微

炒

な

は

弘

相

0

で

ŋ

.

な

る 員

厚

経 Ŧī.

係 あ

0

経

産 ま

相

農

水 雇

相

4

誻 矢

間 療

議 所

0 管

議 す

図 1 アグリパークの概要

場所:新潟市南区東笠巻新田地区 **<クラブハウス>** 面積:約4ヘクタール ・更衣室や調理室, 浴室, 授業 や打合せなどができる研修室 444 もあります。 <直売所> **<レストラン>** <食品加工支援センター 日帰り、宿泊とも、ここ で食事ができます。 食材の多くは、 圃場や 地域で生産されるもの です。 <体験ハウス> ・圃場で収穫した野菜 を洗ったり選別したり する作業ができます。 また、簡単な調理も <コテージ棟> できます。(石釜もあ ・一度に54人が宿泊 りピザを焼くことがで することができます。 きます。) エコモニターで、環境 にやさしい生活を体 <体験ほ場> 験することができます。 四季折々の新潟の野菜を年間を通 じて栽培、収穫することができます。 <宿泊棟(ツイン)> 学校専用の貸畑も用意し、継続的な ・2人部屋が8室あり <体験畜舎> 栽培活動も行うことができます。 牛や羊などの家畜がいま 16人が宿泊できます す。搾乳やえさやりなど の体験ができます。

> る 計 委 X . 諮 員 画 変 更 構 会 は 議 成 運 3 0 営 議 を 員 審 ま 議 き たは す 政 な る特 ず そ n 0 区 Ō X 関 域 係 会議 11 者 とそ 0 ず X 特 さ 家 域 区 n 戦 0 Ł X 略 域 特

が 1 潟 潟 食 委 市 市 産 新 任さ 横 委 業 法 ス 0 潟 企 0 は 業 提 並 提 1 全. 市 案 案も 体 び 忿 す で 徑 る X. 0 員 車 特 域 特 は \Box 割 例 要 携 例 農 家 当 倂 が n が 0 т は 初 成 ク を 商 置 7 0 は 緩 T. ス 長 1 八農業 X 六 和 連 兵 7 1 農 発 n 庫 す 携 ラ 0 1 業 ると 県 委 な 業 特 展 養 蒷 委 委 徴 か 0 な 会 員 員 次 設 8 父 0 11 8 会 市 0 会 産 置 す 業 が あ 業 な 坳 0 0 Ś 設 業 化 前 域 務 0) 糓 家 置 務 7: な を 面 0 戦 X 合 0 あ X 起 略 だ n 併 あ 点 が 市 を X 11 新 市

柱 新 旃 潟 7 が 市 市 は が 次 ガ 1] 産 が Ŧi. 7 年 併 業 業 グ 設 活 化 1] フ ク 性 18 農 n K 化 K. 一次産 バ は 研 商 ク 究 V U 宿 連 る 食 セ 業化 品 携 図 型 夕 0 \Box 加 推 1 推 T. 進 農 支援 進 工 計 ク 画 体 あ で セ あ な は 施 4 策 設 定 0

業化」により「新たな価値を創出する」構想である。 0) の力を最大限活用して、 という成長 た。これは、 分野 クトでの 六つの分野の事業イ 環境、 交流 福祉、 戦略である。 「農業の六次産業化」に加えて、農業と六 農業を核に 子育て、 を連携させ、 メージは 第 新潟市がもっている田 地 保健 方創生のトップランナー 段 性•医療、 階のニュー ① 福 祉 第二段階の「一二次 教育、 (農業体験や就 フード 園 エネル ゚゚゚ヺ 大地 産 ギ

注

養生、 家民泊での農業・自然体験) 利活用、 生の農業体験)、 ③保健•医療 ②子育て(農業体験などによる食育・親子のふれ 農による障がい者・ひきこもりの 農業活性化研究センター・アグリパ 医食農同源)、④教育 環境保全)、⑥交流 (地元農産品を利用した予防 ⑤エネルギ である。 →環境 (グリー (教育ファームでの全小 雇用、 (田園資 ッ -クとい 高齢者福祉] ・リハビリ食 1) Ź 源 う あい の徹 連 底 学 0)

施設は、「一二次産業化」への拠点施設である。 のであろう。それも地域の農業と食産業を起点とし からの視点ではなく、 企業等と共同 + 真の意味での ^―と連動した「革新的水田営農管理システム」では 新潟市では で「革新 地域創生」・地域再生は、 的農業」 特区 地域の視点から組み立てるべ 0 事業とあわせてベン を推進 中央や チ 水 + 玉 家

]

始した。 五年五月 から市内二二農業者、 約四六○haで実証を開

要件を緩和する特例措置は、 にしたと、 ではなく、 はない。 の業務の一 委員を市町村長による任命制と改変したが、 業従事」と緩和した。 要件を 年八月に成立した農協法・農業委員会法・農地法の の委任はともに法制度で措置済みとされてい 1 法は、 役員要件の特例、 国内外の資 国家戦略特区諮問会議の資料によると、 「役員一人もしくは代表的な使用人一人以上の農作 特別区域 農業生産法人を 部の市 農業委員会制度の改変によっても全国 国家戦略特 |町村への委任」については法改正事項に 本による農業参入を全国で一 に限って国内外の資本による農業参入 しかし、 農業委員会の業務の一 区諮問会議等はとらえていると解 一農地所有適格法人」とし 農業生産法人制度の改変だけ 農業委員会制度では 部 「農業委員会 般 農業生 市町 的に容易 役員 産

業展開については、 |むすぶ』七一〇号、二〇一〇年一二月)を参照されたい。 を活性化するフジタファー 侚フジタファ] 小林信一「耕畜連携と六次産業化で地 -ム・グ ム・グループ」(『農村と都 ループの二〇 〇年

新潟県下にみる農地整備事業や 地高度利用 の現場の努力と農地中間管理機構

畦抜きの取り組みとの連携

早稲田大学政治経済学術院名誉教授 堀 健治

通じ、 である。 地 は る。 事 その新潟県の中でも先行する新潟市の取り組みの特徴 (利用権) 「可能な農地から集約化を図る」との強調に表されて 業量の大きさから見て全国に先行した県といえよう。 | 潟県は、農地中間管理事業の立ち上がりの時点で、 先ずは団地化の先行を図 意味するところは すなわち、 を交換し、 今の貸借を基礎にしてこの交換等を 可能な限り集約化を図る」こと 「現在耕作され 「るのであって、 ている方で、 新規 の貸 農 そ

11

域での話し合いを優先していることに特徴がありそうで 考えるのでは き上げに至っていることに着目 規模拡大、 、の集積率八割を目標にして新規の農地移動を集中 この姿勢が、 農用地 なく、 結果としては、 の集団 機構は手段として利 花 に取り 貸借の増 したい。 組む、 用 最初から 加 そのため 集積率 農業経営 扣 的 の引 0) 1 地 手

借設定を前面

には出していない。

ある。 待しているように見える。 だすことに力を集中し、それが周りに波及することを期 有効に使用してい 担を減らし、 を捉え、 業が終わりに近くなった地域での農地 しかも次 担い手への大胆な集積を進め 集積に対応したところに地域集積協 の事例に見るように、 る。 この 様子は、 先ず 丁度、 て工事費の地元 0) Ú 仮 モデル 配 土地 分等 を作 力金を 改 Ò 良 時 n 負 期

1 土地改良と農地中間管理機構との連携 「平成二六年度版ほ場整備効果事例アラカ ト」新潟県農地部・平成二七年三月版に 見る ル

れている(文中の**表1**から**表3**まではこのインター 所の地域が、 インターネットに載った上記のほ場整備効果事 「今年のトピックス」には農地整備を終了した二 農地中間管理機構と連携 したことで紹 例 中

体

なっ

て応

援

地 市

元 が

甫

場

行

1委員

会

が

0

基

礎

は

新

潟 整

元

き

H

土

坳

改

阜

X

を活

た

曹

0

元

負

担

軽

减

0 そ 整 働 0 抜 用

た

8

権

0 設 力 地

定

をリ

K

が

げ

5

n 0 地

る

L 備

7 実 か

地

穑

協

金 域 Ł

は

を

た形 事

に

ことを考えた。

農

地 利 域

慗 用 集

事

地 通

指 10 Τ. たこと

を

終

え す 地 举

7 Ź

8

を

Ī

地 業

集

計 時 機

画 利 構 用

用

配

分

計

画 11

を

策定

d

ること

が ŧ,

き

地 地

0 利 定

賃

貸

借

0

拡

大を入れ込むことが出

来

長辺

m

0 0 暗

X

画

理

が か 水

出

来 7

た 畦 汎

で き 化

あ 整 X

画

渠

排

0

•

乾

化

が

進

Z

は 整

現 華

況

水

路

な 水

生

L

地

す

ることで

す 1 る役 区 か 6 潟 割 転 市 を あ 載 戒 農 蒲 地 た X 中 4 河 蕳 0 黒地 理 X 機 一及び 図 構 的 長岡 期 団 待 市 地 求草 そ 化 n ٠ もと 集 穑 成 め 化 功 た 貢 事 揄

亚. ち

Ŀ

大 後

3 7

受 11 \geq

H

手 表 時

0 1

状 は

況 平 地

を 成 域

示

Ĺ

7 年

11 0 は

る 整

4

Ŧī.

備

前

である。

かも が 0 年 たこと 'n 整備 は

0

期

٤

法

人

が

万円 であ 成 っであ 基 水 先ず 等を行 る $\dot{\mathbb{H}}$ そ 盤 整 n 0 羽 黒 備 が 0 X. 整 備 地 規 事 画 業 模 備 敕 区 理 を 化 後 整 穑 見 は 備 Y Ł 筆 立 暗 九 般 7 前 型 4 数 均 は 渠 • でよう。 六二 排 Ł 0 水 劇 C ha あ 的 a a 総 先 な が 用 n 减 基 事 行 ۰ 本 排 業 少 羽 書 た 八 0) 水 黒 路 がもたらされ 筆 水 事 • 業 整 \mathbb{H} 羽 7 備 億 黒 が は 11 経 う 期 営 九. t 渞 体 地 X 育

33 田 い こ る 曲 い 先 は

表 1	羽黒地区の農地	也集槓		(単位:戸	、団体、ha)	
		整備前	整備前(H15)		整備後(H26)	
		経営体数	経営面積	経営体数	経営面積	
担い手	個人	3	10.3	2	7.7	
	農業生産法人	0	0	1	27.1	
担い手口	以外の耕作農家	54	69.4	39 44.9		
担い手への農地集積率			12.9%		43.7%	
Ne dol						

6

兀

ま

で

Ŀ Щ

が %

0

資料:新潟県資料

羽黒地区の平成30年の予測 表 2

ある。

活用前 (現況)

①担い手の集積面積及び集積率:10.3ha、12.9%

- ②担い手の平均経営面積:3.4ha/経営体 ③担い手が利用する団地数:13箇所
- ④担い手が利用する団地の平均面積: 0.79ha/団地 団地:連続して作付けができるほ場

活用後(平成30年)

①機構から転貸を受けた担い手の集積面積・集積率:50.5ha、63.4% ②機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積:12.6ha/経営体

③機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数:5箇所 ④機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積:10.1ha/団地

⑤機構から転貸を受けた新規就農者数:0人

資料:新潟県資料

想定 % 埊 年 表 0 活 は E 2 担 六三 用 状 n 1 況 る 前 手 は 平. は % n 0 ば 成 平. 機 集

⑥機構から転貸を受けた参入企業数: 0法人 変 n 11 とが 受け 積 化 るよ ょ 人 0 手 7 率 n 分 以 が は 数字 は 担 11 7 ま 外 加 う る。 耕 で W 0 わ 担 手 作 匆 耕 n % ح す 作 手 き 0 n 担

市

求

草

X

0

例

ŧ

司

Ü ŧ,

場

整

備

事

業

終

妆 期 < 0

象と

た

4

あ

が ほ 7 0

沂

11

ころ

地

 \boxtimes

な 時 U 化 は

外 す

耕

家 示

が

次

離

農

そ

農

地 ま 0

が で 数

扣 0 字

丰

集

穑 手 変

á

と

を

7 •

11 七

る 九

亚

年

間 V

> 担 的

V に

ha

ha

لح 成

す

7 す

が 0

劇

Ź 長

> を 作

3 地

> ユ 漸

た

あ

均

秸

は

.

ha 11

活

前 用

兀

ha

数

 $\overline{\mathcal{H}}$

か 終

所 営

か

所

担

が

利

地

亚 団

均 地

面

穑

求草地区の農地集積 表 3

集落内農地 所有、利用権設定別 /l\2+ 集落外農地 ほ場整備地区内 ほ場整備地区外 法人 33,3 27.5 3,3 30,8 2,5 集落内担い手(4人 6.1 6.1 8.6 集落外担い手(1人) 担い手以外(21人) 24.2 81 27.5 30.8

(注)集落内担い手のほ場整備地区内農地面積6.1ha内訳 所有:5.8ha、利用権設定等:0.3ha

だ が

it

で 圃 表 子 か H

は 場

な

同

集 農

落 地 る 計

※地元への聞き取りによる 集落内農地 小計 集落外農地 計 所有、利用権設定別 ほ場整備地区内 ほ場整備地区外 法人 24.1 25.1 27.6 個人 0.9 3,2 0 3,2 担い手以外 0.9 2.3 3.2 0 3.2 81 25 3.3 28.3 2.5 30.8

終

定 6

Ċ 始 事

る n

0 年

画

は

3

示さ あ ま

7

整 E

備

地

X n

内

理

機

構

0

役

割

が

結

果

て大き

で

あ

Щ

年 億

力. 亚 $\overline{\mathcal{H}}$ 型

あ

る。

益 法 営

積

備

事

業

人

育

成 成 0 0 0

は

経

体

育 0

基

整

 $\overline{\mathcal{H}}$

0 受

業費

成 ha

資料:新潟県資料

地 対 内 7 農 象 0 地 圃 ることが な 場 集 7 整 集落 中 備 新 地 特 廿 設 外 \boxtimes 徴 0 外 Ć 法 地 4) 人

> が 体 う 甫 内 る 成 集 全 柱 4 11 落 等 戸 n る。 場 7 六 発足 年 整備 立. が 複 あ 集 0) 0 積 法 玥 落 る 参 八 法 合 加 人 11 況 ŧ 月 け 廿 場 加 経 Ι. n が 丰 内 地 は 脯 たも る 型 営 を E Ć 脠 0 \overline{X} 形 集 L • 約 農 上 た を 売 常 場 内 0 0 成 積 _. ざさ Ī 整 で、 営 時 0) 0) Ŧi. 事 率 Ŧi. 農 É 0 指 育 既 備 戸 組 兀 ŧ 従 n 法 あ で 合法 た後 を 苗 存 事 地 几 作 地 Ē Y 7 . 25 0 者 X る。 __ • • 筆 ゥ 外 指 ブ 6 流 0 11 Ŧī. 0 ha 0 動 運 る ス ル 人 農 n 集 l ha ha 圃 で だが Ł もと 化 営] で 地 7 7 積 0 場 費 集 Ġ お 六 に V 地 0 ~ 耕 • 面 を ると 六 8 % 支 作 集 n 積 域 ス 穑 約 落 充当 表に 援 集 1 す ha 0 は 面 ż 積 外 集 集 を 畑 る 積 ッソ 0 えよう。 予 農 示 落 積 加 協 ク な 甫 な 0) 筆 定 カ 栽 利 だ 地 さ 場 は 率 0) える農 0 \setminus 農家 も含 金. 培 用 が n は す ま あ ć な 依 等 l 7 Ł ま 主 る 地 7 稲 11 が % 平. 中 n ほ 作 る 力 参 集 X れ な ぼ 本 ャ 加 成 主

2 川間 盽 地管 抜 区理 き 事 ょ る を 団 利 用 地 化 た そ 事 7 例 捙 坦 新 潟 化 市 に 農 北 地 X 中

地 を交換することに ÌIÌ 地 X 0 農 地 面 ょ 積 は 約 農 几 地 Ŧī. 0 ha だが 連 坦 化 を 担 U つ 手 日 士 農

— 14 —

管理

1機構に任せているのである。

もちろん公図で境

眉を

石

」を入れ

ることも地主

耕 境目

作

者を信頼

主

得ら

からである。 は要求せず、

に目

前

となる

域集積協力金として協 力することにも

力へのお礼が具

体化

したことで、

間

影

Ī

たとい

いえよう。

そし

てその

地

には、 坦 めたことが大き 作者毎に色分け と連携 化が可能になるように 辺 機構の活 成 地 農業者に 区にも波 地域 用を検討 で将 から、 及効果を及ぼし 1) • わ 色塗 かりやす そして担い手間 来 この ŋ の農地 ï 調 Ĺ 成 た図 n 果をあげ 地 ように、 利 $\overline{\mathbb{X}}$ では たのであ 用 たようで 面を使っ 0 たのである。 話 の農地交換に 新 借 潟 し合 て話し る 地人でも 市 等の 11 を 合 関 何 ょ あ 具 係 口 る耕 を進 体 n \$ 機 連 的 行 関

ここでは

稲

作やト

7

}

を主とし

た施設

遠

芸

が

盛

W

た後に それに該当する。 なる複数の水 7 の借地ということで、 つの この 隣り合っ こうした努力が団 いることに読 抜きによる付け替え、 団地 連坦 機構を通じて再 化 ている水 の中に、 田 L を同 た 者の 0 1地化に 注 前 で 田 ごじ耕作者が借りている場合、 11 度借りるわけ あ 0 0 意を喚起してお 借りてい 利 華 わ る。 この意義は大き を、 貢 かる 用 献 権 の地 地主 る水 を合意解 L 付け いだから、 さらには連 域 0 田 記 き た う 替 で 0 え 約 は 解 蛙 多く の下、 1) 抜きが含 だが 同じ 畦を抜 地 坦 0) 担 事 抜 それ 化 主 例 が ま 1 11 協 か 手 11 が 7 6 異 n

に

なっ

てい

る。

ある。 義はきわめて大き 確認できるからでも 枚が平均一〇 のは、 かし まずは平 、この地 a 以 坦 F な水田が続く地 あろう。 -だから 域 は従 来の そしてこうしたこと 団地化 庯 場 整 ox ならでは 連 備 のまま 坦 化を行う意 な が ので 可

な

組合法 地域の 地 が、 って話し合いをし 九戸 い手とい 0 そして人・ 六○戸の農家のうち七○歳を超える農業従事 面 農業の担い手になるか、 倒 の担い手から、 を見 Ŧi. . う結 ha ている農家がすでに四 農地プ 論 の経営規模の に ながら今後の なっ ラン さらに た。 の話し 個人経営二 構造再 \bar{o} 戸 真剣な議 六戸 が降 合 [○戸もあり、 11 りて、 で、 編 が 任 論がなさ 取 意 他に 残り六戸 り 0 組 組 ha むこと だれが 者 織 ħ 0 を作 で農

計

担

を出資 は三戸 この ある。 後も支えてくれることを期待してのことである。 経営だが、 • 集約 かし が主たる出 園芸を導入し、 主力 一億円 労働 人 百 の売り上 方円 0) 法 資者 出 最 0 初 役が難し 主力は げ、 させて理事 継 作業の は 続 Ŧī. そのうちト 0) 戸 } で ために、 とし 担 マト 出 に 11 発 手に 7 0) マト 7 ハウス た農 一人の な 戸 が が 0 事 男性 てい 栽 抜 五千万円 組 培 法 だが、 る 雇 法 人で

こと し 台 ことで だがが 集 لح 0 0 件 11 万 す 女 集 息 費 催 落 円 圳 子 外 若手 **は** 0 わ 域 な 0 0 0 ち 几 什 人だが 高 水 農 4 0 卒 進 理 雇 業 事 7: 0 農業従事 農業 用で な H 0 に 事 雇 な あ 初 負 な Ŧī. 維 n る Ŧi. きるだけ 担 な 0 任: l 持 給 作 か 7 法 者も現 す Š, 万円、 |業受 7 お 7 る形 事 ŋ 他 11 組 . る。 産 法 働 の給与を払える法 れる、 合 に 人を 全体 業と同 等 11 な 法 他 人 0 とい Ğ)歳 とし K 担 11 7 0 派だと X 5 る。 彚 11 Ĭ Ź うことであ て 7 0 . 芸 ること うに 従 男 組 V 組 を な 業 女 合 る 合 同 人に 月 員 担 雇 は 0 長 ľ が 当 は は Ŧi. で る す わ 組 11 す 万 な 几 る か る 歳 Ł

それ を 7 五. 売 ス 11 は 払 1 る 達 1 0 ÷ Ė L T 売 な 1 チ 超 は n 11 7 11 える な 1 藁 る エ 置芸だ 彼 げ] が 6 含 コ 0 は が が 8 X は 購 メ n 割 関 を 法 入 1 強 コ を す 西 X 削 人 ŧ 占 3 减 0 \mathcal{O} が 所 0 売 主 \perp す 8 夫 Ź Ź で、 力 属 n 農 考 先 0 Ŧī. 六 え 協 自 て 千 7 売 か 6 あ 万 Ħ 6 調 る 店 n な 先 達 11 ほ ぞ コ な き な 確 X る 持 保

> よう る考 合 あ 坦 え方 相 化 n 場 応 を 今 借 合 進 が 地 地 後 0 n 8 強 丰 報 中 分 0 な n 酬 た 散 担 地 管 を 域 が V V 農 協 理 减 そ 地 0 手 Ć 業 う 域 事 6 が カ 7 業 あ 作 0 全. なさ نح る る。 た 業 維 面 意思 雰 持 的 そ n 地 B 継 K は る 機 続 任: 0 化 す 気 強 構 場 廿 0)

市

街

が

迫

0 7

る

域

あ

] 地

 \vdash

0

転

Y

見

6 化

n

る

が

水 U

な 地

維

持 で

す

る ŋ

姿

勢 T 18

連

を貸 手 \mathcal{O} 構 理 た 方式 見 出 先 機 ま 7 が 元なが Ē 構 ず 借 付 解 は は 農 機 は H な n が 0 得ず 農 á 構 6 耕 地 経 を Ĭ け 地 作 0 渦 0 流 う な 畦 者 事 地 任 0 な 見 例 域 動 担 貸 抜 が せ そ 7 き 寄 で 化 0 7 て 11 0 n 4) は さ 手 ŧ 農 手: 11 理 話 合 明 な 廿 6 地 を る 3 そ 見 か 6 る 機 0 0 貸 構 6 か れ 方 0 け で 式 付 始 7 が 地 中 H あ 地 権 間 V 地

濁川地区の農地集積 表 4

活用前(現在)

万円

 $\overline{\mathcal{O}}$

中

は 合 る

九

千 0

лk 料

利 は

ŧ

7

U る

地

主

が

水

利

費

を

納

入する形

になっ

てい 貸

、るの 手 ま

であ

ح کے

は

地

改

良

区

0 田 借

組

合

員

は

L 含

地

主

あ

合員

非

組

員

か

6

地

a

샠

ŋ

充

7

7

- ①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率:19ha、43%
- ②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積: 6,2ha/経営体
- ③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数:121箇所 ④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積: 0.2ha/団地
 - ※ 団地:連続して作付けができるほ場

資料:新潟県資料

活用後(平成27年)※計画

11

か

①機構から転貸を受けた担い手の集積面積・集積率: 24ha、54%

②機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積:6.8ha/経営体 ③機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数:115箇所

④機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積: 0.3ha/団地

⑤機構から転貸を受けた新規就農者数:0人

⑥機構から転貸を受けた参入企業数: 0法人

され結論が出 を尊重する 定の方向 その 話を詰 さら 際には、 が 出 連 形での中 める方式である。 こてから た時 坦 化する 付け替えを含 点で貸 -間管理 ため 中間 管理 事業であろう。 0) 地 け 借 め 機構 る地 元でそうし 地 0) 関係 権 交換 0 出 者 番 ŧ 加 相 があるの たことが 0 わ 相 談 いする。 談 ってもら 0 であ 相 成 果 談

いが、 から一 を含む) は 限 りではその数字的 四三%から五 ここでの成 たことの意義は大 それ Ŧi. は六・二 でも か所 深は表 远% 団地の平均 0 ha 減少等、 から六・ な成果は 4に示され (きい 単純平 面 積 均 高 そう大きな改 が いもの だが一つの経営体 ている。 ha 寸 っでは aから三〇 地 ح 数 善に ない。 は の数字を見 は 集積 莧 a (農家 ええな か所 拡 率 る

パ

用

3 法 市 人 化 西 |区小見郷屋地区の が先行 したことで 事例 進む 農 地 積 新

農地 を得 会を開 農地 画で点在 作 中 を主 集積の た は 間管理機 水 |体に行って来たところである。 その 話 7 田 して農地 が約三二 し合いを始めた。 11 るので、 うえで 構と新たな契約を締結 貸 借 地権者全員に ha 亚. の今までの 成二六年に 地 権者二 まず 八戸 契 説 Ú 明 市 、約を合意解 耕 会 0 水 作) 応援 が田は 二七一二八年 者 を 耕作者七 開 0 もあ 4 11 ć 約 て了 勉 戸 り a で 解 強 区

> 度にかけてそれぞれ の農地がきれ 1 団 地化する 図 は

省略

乾燥機二 トラクタ のがんばる農家支援事業」でコンバイ と地域外農家二戸による農事 人設立時に県単事業でライスセンター一棟(一六五) づけられてい の鉄コ その ック計量器一 (人を含む耕作者同士での話し合いで、 ha 1 借入地を含めて二〇 が集落内に設立され、 前]] 拡大し、 基(八トン)、 提として、 テイング播種機等一式、 台(五三馬力)、さらには二 ることが大きい。 基等が導入済みである。 その後、 ここで 籾摺機一 ha余りだったが、 三〇haになる予定であ 地 は 域農業の 亚 組合法人 成 設立 基 五五 (五インチ)、一 などが導入され 時 担い 年 「まるこめ ン 一 台 に構成し 農機は 七年度には 春 手とし 今 回 水系ご に 集落 員 (四条)、 ことや る。 事 の自 て位 生 内 m トン 直播 業で る。

地、

む になり、 戸 アの耕 作者が 水田 0 集積 戸 減 が って六戸 朔 一下版に進 んだ。 事 組 法

積するように今の耕 状で比較的多く耕作

作地を動

かしたのである。

この過 農地

ているところを中

心に、

が

見郷! なり 積協 そして機 屋 力 ヴァ 金 そ 0 は 活 構 用 への貸 ムも設立されている。 法を協 a 当 付け率 たり三・ 議 7 るため が八割を超えたの 六 万円 0 さら 耕 が支給され 作者六戸 に 玉 0) 地 地 耕作 域

渠排 条件改 なっ 7 水整 が善事業を利 備 0 実 用 ï 用 水路 畦 0) 醉 再 除去に 整 備 等 に ょ る 乗 n \overline{X} 出 画 |拡大や すことに 暗

積 立ち、 てよい。 になる。 ここでは法 年 一数を掛い 協力し 成果が目に見える形で形 そしてこ なおこの Š け合わ 人が先 蕳 て農地 題 はは 事 $\overline{\mathcal{O}}$ F業の場 らある。 せると、 集 集 行 積 積 して形 農 取 合 特に 地 成 n 手数料 ル成され 組 ž 中 蕳 地 み、 ħ 主 管 に 琿 が 寸 そ たことは とっ ñ 事 地 % を中 業 が 進 7 か が は か 大 強 W 心 り、 負 調 3 担 個 面 役 が ħ 別

係者

0

Í

一夫が必

要に

な

る

地域 の終了 農地集積 契機に 農地を交換・ たことや、 は 大きなもの るところでは 農業の 地 0) 時を 元で したりす ように た地 の話し合 担 あ 利 の話 であ 集積 る i, 用 元 ることが目 11 し合 7 **今** 0 手に農事組 L ることが 団 伦 新 いもスムーズに行くことも指 は た農地配 地化 することで畦畔を抜 圃 潟 0 農 場 県 それ 整 地 わ は 中 連 合法 記分に 備 機 立ってい か 5 蕳 構 坦 が も自治体 集積 管理 化 人等 遅 た。 を通じ • n 事業 ほ が先行 てい る L 0 場 方向 けの協 7 かしここで の農地 が さらに 1 る · て 団 |を明 力でほ そ して 地 域 n 0 摘できる。 言 瞭 移 動 地 では を支え促 歌きがあ 、ると、 」えば、 場 化 E 0 動 する 整 量 耕 入 特 作 n 備 徴 は

進するのに大い

に

役立

つ

てい

ることは強

調されて

てい

今現在 業対象地 きたい。 ĺ 成果を求め 域 今回 での は 0 相 当な工 成 紹 介は、 功 6 ñ 事 長 夫が てい 例 期を要する農業農村 で 時 、る農地 あ 必 期 がう ŋ 要に まく合っ 今後をどうするか、 なることを指 中 蕳 管 理 たほ場 事 整 備 業 摘 事 整備 業と、 7 事

法も であっ ら畦 全体 る役割を果たし 見てきた。 る必要は無 整備事業がなされてい 監
に
が 0 農地 て、 担 11 を動 1 手 地 合意解約し くことで と思われ 域 かすことで耕 ている姿を確認できた。 の工夫であ 0 農 'n 地 団 集積 そ再 る。 地 な 化 by, で連 び 0) 11 重 作者、 同じ耕作者に付 地 葽 これを管理 垣 域 化を可 でも、 な 地 権者 環で 。ただ、 能 集 が同 あ 事 積 その 業が す を行 H á 替える手 |意する 応 場 事 X. 11 別 な 合 0 す 4 が

< ことは ある。 するだけ 4 てその位 雇 農地 なっているといえよう。 他 用者としてなら若者も! 農地集 6今後 集積 中 担い 置 0 がます 手としてみると、 の努力 仕 企 積 0 組 地 の点でも積極的 4 域 を規 ます 農業 には色々 同 重要に 模 0 な要 0 か 就 担 6 農 大 11 つきい であ ĺ な な役割を期待 手として 因が絡む 法人は若手の やす 0 てい る。 法 は持 る感を 法 が、 またそれ 所得 人 つこと 働 i 0 事 たい ごも労働な き場 役割 例 か が 所とし ら学ぶ す 可 が á, 条 大き 可 能 件

人・農地プラン」重視の新潟県農林公社

梶 并 功

1 農用地利用配分計

に関する資料」によると、新潟県は

水省が五月に発表した

「農地中

は全国 林公社だが、 構の転貸面積 する機構の寄与度が ha いうことを、 新潟県で農地中 第四 これは全国一 [位となっている。 これら 結構活発に事業に取り組んでいる公社だと 一八三一haのうち新規集積 蕳 一五%で、 の数字は示しているとしていい 管 の面積になっている。 理事 業を行っ また、二〇 、寄与度に基づく順 ているのは新 窗 四年 積 Ü 度中 一 〇 〇 八 潟 だろ 県 0 位 農 機

蕳 年間 管理 集積 機構 自 標に 実 績 女 第六条 して、 分計 値する規程としていいが、 重点区域とするものとするホ 0 か長文だがまず紹介して (農用地 利 ては、 用の効率化及び高度化を促進する効果が高い 画の決定方法を規定している第六条があ 同公社が中間管理権を取得 公社は、 利用配分計画の決定方法 基本原則とし 人・農地プラン等の地域合意を最大限に配慮 農用地等の借受けを希望している者の規模拡 農用地等の貸付先を決定するに当たっ て次の点に留意するものとする。 おこう。 より以り と規定され 上に注目すべき規 た農用: てい 地等の る。

が事 区域など、 その農林 ,業を重点的 地 公社 事業が効率的かつ効果的に実施され 域ぐるみ に実施 の農地 で農地流動化を進める意向を有 する 中 蕳 区 域 理事業規程第二条に は 人・農地プランが 農 ″公社 する 用 作 地

(2)既に 効率的 かつ安定的な農業経営を行 って

る

なお、 大又は経

地域と

は 地

農業集落など農用

地

0)

利

用

に関

営耕

0

分散

錯圃

の解消に資すること。

実質

上の話合

11

の単位となっているも

利用配

定と 目に

区 注

農業者の経営に支障を及ぼさないようにするこ

(3)営を目指していけるようにすること。 新規参入をした者が効率的 かつ安定的 な農業 経

(2)

そのような当該借受希望者が複数

n

る場

合

- (4)者のニー 」域農業の健全な発展を旨としつつ、 ズを踏まえて公平・適正に調整するこ 借受希
- (5)地域内の利用権の交換等を行う場合 は 及び借受希望者へ 人• 第二項から第五項の順により、 農地プラン等 の協議を行うものとすること。 の地域協議によらな 借受者の決定 11 場 合

ず、 内で、 農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼ 社に貸し付ける場合には、 権の うものとする 提として貸付先の決定 担い手の利用農地の集約化等の観点から、 その発展に資する見地から、 当該集落営農に利用させることを目的として 交換を行おうとする場合、 担い手相 互間又は担い手・非担 (貸付先の変更を含む) 既に効率的 ②集落営農の構 これらの事情を前 1 かつ安定的 手間 で利 1 を行 成 地 3 な 公 員 用 域

(1)が 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者 いる場合 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる

希望者と協議を行うものとする。 手である借受希望者がいる場合には、

は 発展に資する程度により優先順位を付けた上で、 順次協議するものとする。 当該者の希望条件との適合性及び地 域農業の

第二項、 第三項以外の場合で、 地域内に借受希望

者がいる場合

当該地域の借受希望者のうち、

地

域内の担

11

四

農業の発展に資する程度 を行うものとする。 より優先順位をつけた上で、 した農業経営を営もうとしているかどうか等) について、 当該借受希望者の希望条件との適合性 現在経営している農 (地域の営農活動と調和 必要に応じ順次協議 用地等との位 地 置 域

(2)内に借受希望者がいる場合 とする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業 第二項、 経営を目指していけるよう配慮するものとする。 特に、新規参入しようとする者に貸 第三項、 第四項以外の場合で、 募集区域 付けよう

五

のうち、 当該地域の借受希望者 当該借受希望者の希望条件との適合性、 現在 経 営 てい る農用地等との位置関 (新規参入者等を含む

地

込まれる農地等を借り入れる。

とか、

機構

0 0 農地 集約

貸付

H 見 が

作成されて

V

、る地

域 地

内 中

0

農地

な

ど農地 構

利

用 •

化

が

では

① 農

-間管理

機

は

農地

プラン

農業 より を行うものとする た農業経営を営もうとして 優先 の発展に資する程 順 位をつけ た上 度 で、 地域 必要に応じ いるかどうか の営農活 順 動 次協 影と調 和

六 (2)できるよう措置 必 型 要な場 発展に配慮して長期とすることを基本とする 公社 営を目 する場合は、 特に新 地 域 の貸付期 一合に、 指していけるように配慮するものとす 0) 農 規参入しようとする者に貸 は 地 するものとする 利 間 その者が効率的 配につい 用の 定期 効率 ては、 簡 後に 化 • 農地 高 貸付先の経 かつ安定 度化 利 を進め し付付 用 的 0) 再 営の安定 な農業 け る上で 蓜 Ĭ 分が う

議 ために、 提供を求め に位置づける方向で検討』し 、人・農地プランの中心 る。とし 7 いたし、

てい

経営体等に

つ

1

7

0)

地

説明」 あり、 会議が の話 関する意見」) 含めた地域農業のあり方等を記載 参入などはできなくなるということを惧れての反対だっ の農地の集積、 ○一三・九・一九「農地中間管理機 平成二 し合いに基づき、 をベ 現時 その構想は立法過程で変質 、人・農地プランの法制化には慎重であ 一五年度 、ースにし 点において法制化することは適当でない*(二 としたからである。 中心となる経営体 「農林水産省予算の概要 た法律では、 地域の中心となる経営体、 地 してしまう。 した人・ とそれ以外の ″集落 構 域 外 (仮称) からの • 農地。 地域 未定稿) つるべ 株式会社 プラン/ V の創 規 制 ルで

た。 農政当局、 就 中 人 • 農地プランの 法 律 化 を 制

2 法 から消された 人 農地プラン」 だが

度設計の考え方 てい 年からだが とである。 等の がが た)、農政当局 地域合意を最大限に配慮が 何よりも注目 「人・農地プラン」 最 初 一検討 は が構想した農地中 したのは、 の方向」 地域農業マスター が始まったのは二〇 の段階 することを示しているこ 真先に 間 《 · 管 プラン」とい 理 機構 農地プラン ŧ 制 0

計 であろう、 はしたのであろうが、 律に位置づけることを断 規制改革会議の反対意見は受け入れざるを得 一会に提出 で構想していた方々は、 規制改革会議 "農業者による協議 が、 この法案は 官邸主導下 の意見通り人・農地 た農地 むろんこの の場の設置 国 0 中 一会で 安倍内閣 蕳 注 管 反対意見に抵抗 I 理 すべ な 事 プランを法 0) と題され 業 か もとでは 、き修 たの

た次のような第一 第 市 六条をつ 町 杧 は ゖ 当 加 該 パえる修 市 町 村 ĨE であ 内 0 X 域

者その 業の将 たすことが見込まれる農業者、 ところにより、 配 る農地 0 に慮し まとめ、 適切と認 利用等に関 他 来の $\tilde{+}$ た農業の 蕳 0 当該 在り方及びそれに向け 管 公表するものとする。 8 蝉 る区域ごとに、 当該区 はする事 事業 区 発展を図る観点から、 域 0 0 項に 域に H 関係者に 滑 ういい 5 な 農林 11 推 て中 当該 ょ て、 進 E る た農 水産省令で定 区域に 協 定 心 地 当該 期的 地中 議 的な役割 域 تح 0) ·間管 おけ 結 市 0 巢 町 調 に る農 農 理 を果 を 8 村 和 お 業 取 事 る 内 に H

n

こと、 と認め 間管理事 条一項で ″この 結果を取りまとめる。とい つくることと同 • を求めるよう努めるものとする。 就 基づ る区域ごとに……当 農地プランという名称は 農しようとする者を含 業…… 市 項 一町村は、 7 法 法 じだと言っ 0) 第 制 在 律 り方全般について検討を加え、 の施行後 二六条第 0 前 措 項 てい 該区 うことは、 置 の協議に当たっ Ħ. め 年を目 i 域 項……に いつけて ・だろう。 幅 を 0 関 広 人 係者 1途として、 ずるも 1 に規定す 農業者 な 更に 農地。 ては、 による VI 0 が、 ラる協 とす 附 等 プ /ラン 協 則 0 新 そ 第 たに 地 適 0) 中 な 切 加 0

> る 法制 でに実施 え、 -号 注目 の規程 ことをつ その 化 せよとい 結 した所以である。 していることを示すとしてい 果に基づ け うことで 加えて 国会修正 い 11 て必 ある。 る。 0 趣 要な措 旨 Ŧi. 新潟県 年後 を五年後でなく、 置 は を いだろう。 人 公 講 社 ずるも 農地。 0 第六 プラ なに 現在 条 0) نح を す す 項

ると 制定、 関 .する基本方針」に、こう いうのは県 農地。 五年に改訂した プランを農地 の方針でもある。 中 農地中 間 管 書 理 か 県が一 ñ 間管 事 業 7 11 理 0 事 る。 中 業 核 几 0 据え 年に 推

るこ る人・ の指 (2)几 とにより、 定を受けた 農 農 農 地中 地 地プランの 中 間管理事業と各市町 間管理事業推 市 担い 町 作 手 村 成 に 見直 限 0 農地 る。 進 0 基本 集積 以下、 等を極っ 村 方向 (農 集 同 約 業振 力 連 化

を効

いつ効果 1 地 · て 周 農地中間管理事業に 域 0 地 果 関係 的に 知徹底を プラン 活に農 推 0 進 図 作 ず Ź 地 成 中 • 関する 見 間 管 直 理 · 啓発普 機 0 構 プ 0 \Box 活 セ 及 スに 用 方 お

11

○年後 九 な がお、 手 現在、 0) ha 担い を · 手利! 担 七三千 V 用率 手 が 九〇%にしよう、 ha 利 0 用 県 l 内 7 耕 11 る 地 面 とい 穑 そ 0 ・うの ħ 五 な

%

関

法

制

ŀ.

一の措

置

0

在り方につ

いて

検

討

を

興

に

お 地

動

3

先を選定するに当たっては、

現に実績

ある意欲

的

な

n

るべきである。

手の

規模拡大に係

る

取

組 を阻

な

11 0

·分配

慮

受けることができるとすべきである。

新規参入者を含めた他

の応募者と同等の立場で貸付け

なお、

機 構

が貸

付 な が 県の目標である。

注目すべき借受者決定順位 の規定

出 市

である。 四項、 であり 順位が第二 ている) 項五号で もう一 た規制改革会議 述 の借受者決 0 ず 現時点におい Ŧi. 頭で初 項以 人・農地プランの法制化に 借受希望者が出てくる。 県公社規程で注 4 地 定 下 農地プラン等 8 域 0 の規定になるわけだが、 は て地域外の 内借受希望者につい 順位をきめ て法制化することは適当でない Ī ていることである。 0 しなければなら (しかし募集区域内とな 地域 地 協議 は慎重であるべ 域 内優先であ てだということ 二項、 によら な な U る。 そ 項 VI 0) き 場 は

受けることを希望する者を公募することとされ ることを通じて、 のとすべきであり、 公正·透明 利用配分計 かつ実効性のある公募の実施は必 新規参入者も応募することを通 認定農業者、 画 の作成に当たり 中心 機 経営体等も応募 構 から貸付 Ü 須 it 0 11 す る な

> 図る観点からは、 を超えて、 告された。 く規模拡大を断念せざるを得 しようとした地域 町 こてい 0 枠を超えて規模を拡 意欲的 • 先進 全国どこへでも進出 た。そして〃当会議 こうした公正な貸付ルール の地 的な農業者が 元農業関係者に なか 大しようとしたもの おける議 就農できる環境 つ た農業者 従前 阻 監論にお ま の整備 0 0) 地 事 in 整 やむ 域 例 7 ŧ は が 備 0

枠

新潟県「人・農地プラン」作成状況

交換分合、

隣接 地

地

望 を 0

でも、

域

で 11 (28市町ホオマタタ)プラ ンの隹芨カバー家

	(2011年11170000000000000000000000000000000				
	計 (1)	プラン作成 集落数(2)	(2)/(1)×100		
総集落数	5371	5218	97. 2%		
平場地域	2726	2606	95. 6		
中山間地域	2645	2612	98. 8		

域

協議

によら

な

人

農地プラン等の

資料による)

まず

べきである。

け

加 す 大

えていた。

県公社規程が何よりも

前提となることを認

識

(県農林水産部地域農政推進課

の地域合意を最大限

することとし、

経営 きめることに 規 · う 制 7 順序 改革会議 地域内借受希 る で貨 借 7 受 が 付者を 11 希 る

農地プラン等

める。 ればならない。 定での人・農地プラン最優先順位 営を、同等の立場、に立たせるわけにい 欲的 · 先進的 成で議論の末に選んだまさに ランを重視するだけに、 る。 は たような注文はお断りだ、 三プランについては見 エネルギーを投入しているのである。 つくられたプランだが、 九八 芾 新潟 は五三七一を数える市町 極力連動させる。 七九九プランのうち五八プランは一 で七九九の人・農地プランがつくら 町 平 県では、 村に ・八%の集落で人・農地プランがつくら 場地域では九五 入っていない ほとんど全域をカバーする二八市 であるとは認めても他所者 県 小の方針、 直 残り七四一プランの七三 その作成 しも行われ 六%の集落で、 のは '村内全集落の ということであろう。 本当 川口 そして公社 う 0) 見直しにもか 町と粟島浦 Ú てい 地 は 域域 人 かないの 四年 九七 る。 れているが 0 中山 当 規定 農地プラン である企業 担 一度に新 人 ---% 一然とし 11 任借受者: 村 である。 手 間 町 なり % n 地 <u>の</u> 村 たに を占 地 Ŧ. 7 域 作 調 そ 町 決 経 0 プ 几 11 C

4、農政も「人・農地プラン」重視にもどるべき

どへ権利移転、 わせて三万六千 地 -間管理 機 ha 目標面積 集め、 構 0 四年度実績は このうち三万 の二割にとどまる。(五 千 借と売買 ha を担 **一**二九 を合 な

> 休農 付全 申)ことに関連して、 せようとする動きが出 地 |農業新 税強: 化 聞 で中 低 蕳 い 管理 私はある雑誌で次のように てい ŧ のだっ る 機 構へ 六 た。 0) • 農地 その 六 規制 打開 貸 畄 改革 策とし を 指 促 会 進 7

利用 る。 ない る。 とと矛盾する。 万二九三四 に過重負担を強いることになるだけである。 手も出ないところだから荒れてしまっているの 荒 担い |構の新規集積面積は……七三五 」(機構法第八条三項三号)ことにし することが著しく困難であるものを対象に含ま 遊休農地課税強化は、 (地で多く発生し、 廃 手 農 ha K 地 0) は ここを変えな 現在: になる。 過 中 去 農 Ш 辰水省調· 、それぞれ六八%を占 機構 間 年間 地 機構 • 11 查)。 0 谷 集まら 限り、 集 が 津 積 「農用地 田 条件が悪く借 増 ない 遊 加 ha にすぎ 圃 面 休 だけ ているこ 等として 場 積 地 める(一 整 であ な で 備 n

ブラ 集まら 、う当 しているか、 信頼されるためには人・ 0 な 作 初 の構 成 1 0) は 見 想に戻るべきであろう。 という問題に対し) 七六%の 機 直 構 が 0 信 状 頼され 況を機 農地プ 7 構 ラン い は な を 11 充 軸 か 6 する であ 市 地

応

的 正 調 案

は、 に利用する耕作者が された。 和に配慮した農地に は 者による農地につい きく変えられたが、 のこ 視の 業者は重く考える必 、農地を効率的に利用する耕作者による地)九年の農地法改正の際、 を第一 以 れないでほし 実態を踏まえた現場で十分機能するものとなること 議等の意見につ サリイ こそが、 機構 0 て範とするに足るとい 中間管理事業に徹 農地法でも 方針を堅持していってもらいたい。 ・グル 法成 義として制度の運用を行うこと」だった。 機 元 ープである産業競争力会議 構を機構らしくする 時 い。』(「農業と経済」一五 は 0 ついての権 そのとき、農地を効率的に いては参考とするにとどめ、 ″地域との ての権利の取得が 要が 求め 玉 している新潟県農業公社 会附帯決議の結びは られ あるのだが、 第一条の農地法 っていい 調 莉 ていることを、 和 0 菆 を 得 かも とい 人• ″農地を効 と国会で • う政 農地 れない。 規制改革 0) 域 P 中 利 目的も大 〇月号) 近の対 Ł 府 崩 現 プラ 蕳 K. 率 修 原 する 0 バ

村が

いい

え」と答える状況を早急に克服すること

会

農協法改正と農協の「自己改革」

元立教大学教授 石原 健二

1、農政への意思表示のないJA全国大会

で開 合会・中央会が農協をサポ う。農協法を改正し そのうえ「TPP対策には万全を期す。 う最高の結果を得られ、 かりと確保した。セーフガードも認められ 大筋同意で、 は当初から国益を守るといったが、 ついたい 一〇月一五日、 かれた。 <u>ک</u> کر 重要五品目について関税撤廃 来賓挨拶に立った安倍総理は、「TPPで 胸を張った。 第二七回JA全国大会がNH 農業の担い手が活躍できるよう連 約束を守れた。」と自讃 トし、 一〇月五日のTP 自己改革を行っても 農協は以 の例外をし 国益にかな K i 前と違 ホ た。 0 Р ル

例ともいえる全国大会であった。の先鋒である経団連会長を招待し、挨拶を受けるなど異の先鋒である経団連会長を招待し、挨拶を受けるなど異全中を廃止するといった総理大臣を呼び、農協つぶし

主催者挨拶で奥野会長は

「創造的自己改革」

を打ち上

施行となる。

TPP合意後、

農協法改正の下でどのよう

ない。 なく、 げ、 農村を守るための万全な対策運動の構築」を図るとし、 る運動を構築する。」とい との整合性についての徹底した検討とその内容を公表す ぎず、今後行われる国会批准に向け合意内容と国会決議 られていると指摘した。 行われたが、それは「大筋合意はまだ運 て死活のときにあたり、TPP合意に対する特別決議 「二一分野の大筋合意内容が国民生活に与える影響を検 大筋合意に対する明確な反対の意思表示とはなってい TPP大筋合意と農協法改正と言う農業・農協にとっ 食料自給率の低下とともに食糧への安心安全が求 広範 「現場目線で対応する」というに止まってい 政府 農協法は O T P P な組織との運動を展開する」というも 八月二八日成立 対策を期待してのことか。 しかし、 V) またこれ 政策へ 年四 から 動の の批判も要 月一 0) 通過点に Н n

して、

農協

事業とり

わけ販売事業と生産資材等の購

買

事

構

しか

財界等の

農協改革

 \dot{O}

狙 i

は

農

協

0)

あ

ŋ

方

弱

が、

からみてみよう。 な自己改革となるのだろうか。 まず、 農協法改正 0 內

容

2 農協法改正とその内 容

取

与党の協議が行われ 総理大臣 めの農林水産業」の柱 ・ググル 四年六月である。 (1) 財 の農協改革、 界が求めた農 Ī 一の下に設置されてい プの提言が発端である。 ここでは農協改革 農協法改正 その の一つであっ 取 、る規制 りまとめが行 は第二 これに基づい 改革会 た。 十の目: 一期安倍内 的は、 ゎ 議 ħ 0 年 たの 閣 九 農業農 ワー 月 7 0 から が、 政 攻 府 丰

とが重 業務運営が行えるようにすることも重要、 協同 来るようにすること、 進む農村社会において、 思える改革をすることが必 の向上に向けた経済活 は 村の発展とされ、 .組織とい 農業者、 特に担 ・う農協 辺 は 農 次 い手 協 の原点を踏まえ、 の四つの項目が示され 批 動を積極的に行える組織となると 第三は農業者が自主的に 判を収 必 から見て、 須 要な 東させ、 はサー 第 農協 Ľ は しスが 6高齢 今後は ħ が農業者の とい を徹 化 てい 適切に把 ・うも 設立 過疎 安定的 底す るこ する ので 化 所 握 _ 得 な 出 が

協

L

は、 業に焦点が当てられてい スクとリター 売事業では ンを多くすることを求め 農協 におけ た。 Ś その後の 「買取 9 政 7 府与党の検 適 討

とは の後 農機・農薬に 出されているもので、農協から信用 のより一 しているのだろうが、 としている。 前提とするも 避するため導入されている委託販売を、 ってのことであろう。 体化を てい の農林中金 りによる倒 農協の の経 農業者は 経営破綻に追い込まれている。 漁協では る。 市場を通じた販売が少なくなっていることに原 層の)販売· 狙 営は 信 信 用事 • 市場拡大が狙いだ。 両者を比較して、 産が相 困難さを増して のである。 いたるまで、 一〇年ほど前、 事業は戦後、 信連へ 用 こてい 事 業のこの方向付 次ぎ、 業が漁信 、農協が早めに淘汰されることを 生産資材につい の事業譲渡、 すでに生: 市 業者と農協は競合 その結果 いる。 連に統 場 全酪連が生乳 、選択している。 価格の乱高下する中 また、 協に it 農産物の 支店 は J A 「委託 11 合されて 共済事業の お ずれも農協 ては肥料 信用事 買取 いいては 0 代理店: の買取 バ 販 り投機 りにするこ クタ法 して 共 関係 る 業では農 済 分離を 化 餇 性 を原 ŋ - で買 を促 いる を を行 企業 料 来 則 大

成 次 についてで、 間 題 にされ 認定農業者、 たのは農協経 営をつ 農産物販売などのプ かさどる理 口

この

准

組

合員

間

では農協内で大きな

制 . 組合: 合員 参入と同 加 限 を求め へそのも 0) 員 方向 が Ĩ 様 そい を出 \bar{O} 組合員を上回る状態であることを指 に視点を充て、 る。 したのである。 経営 地法改正における農業法人の の企業の 准 組 参入である。 合員を問題に ざら 企業 そ

ことが決定 を構築すること」 わる問 い出資等を求めている。また、農林中金 題と 「目的」 与党取りまとめ いては農協からの事業譲渡をここでも 農協改革の矛先は農協のみではなく、 その事業について、「大口需要者との安定的取 しなり、 定款による ては株式会社 いて全て妥協を迫られることとなっ 連合会組織へ 題 連 を改めること。 この 准 0 社 組 一合員 会医 を求め、 協 制 \hat{O} 題は今回 度の当 あとの 転 の改革も迫っ 0 への転換を可能に 療法 出資 自己改 制 度 さらに農協に 人へ 事業利用に当 法改 の法改正 金 面 監 蒯 の維持に -を待 査 の組 度の 正 てい の検討 + 制 廃 織 7 て検討な 走り、 度を含む中 変更を可 正 る。 • すること。 では、 信連、 県段階 たって 推 よる食品産 全農 奨し 理事 他 することと 専 全共 能 • 全 旧 7 0 • 当 関 央 経 改 規 盧 法 Vi 公会に 連に そ 業 済 す 定 利 る。 玉 正 八 る 用 条 係 0) 連 段 事

中

(2) 総理の 言から急変 農協法改 īE. の 内

と都 が、 は存続し 創 造 これ 本部 かし 道府県中央会がおかれることとなった。 た。 を機に、 T P 得ないことになる」と発言。 で安 P 四 倍 年六 反対運動 農協改革の 総理が、 月二 四 で \Box 0) 農協法に 与党内の検討 追 求 農林 が 原因とも言 基づく. 全中 水産 廃止 業 の中 中 地 を明ら 央 域 われた 会 0 制 活

らない。」 り、 その利益を事業の成長発展を図るため 法人を選択 所得の増大その他の農業者の利益増 金量二〇〇億円以上 ら分離し、 がJA全国監査機構の下で行っている監査 利 る 央会は連合会化を意図する。 そして一五年二月九日、 ① 全 中 用 高 配当に充てる」とし、 を入れ、「 公認会計士法に基づく監査法人を新設 を一九年までに 公認会計 的確 の農協は新 な事 士 0) 一般社団法人とする。 政府与党と全中との 業活 監 改正 査を受け たな監査 ④農協法 動 法案の に 進を図らなけ の投資や組 ょ ŋ á 法 の目的に 人か 提 利 制 ③都 益 出となっ 度を全中 協 を 合員 般監 ② 全 中 あ 議 n 道 ば 府県 によ げ、 な

農協法 てその 成立 法 設 組合員及び会員のために最大の奉仕をするこ の目 É 法案は [的は その 内 <u>一</u> 五. 前 文の 年 次 兀 組 0 月 合は、 ようなも 国 会に 提 その行う事業に のとな 出 I され、 7 八月二

八

11 0

なっ

た

兀

0

組

織

変更で、

ここでは

第

節

C

信

ことが

出

「来るとともに、

経

済

事

業に

か

か

わ

る全農

う章

合又

は

農

事

組

法

は

式

な用

る

0

株式会社化を可

能にしている

(法七三条の二

項)。

をもっ け 図 確 項 るため ぞは 得 な遂行に ればならない。」(法七条) 0 を 増大 残 「農産 0 投資又 経営 より 物 最 畜 0 0 項 大 í ć 健 販売そ 限 11 収益 事業利 全 0 「その事業を行うに当っ 性 配 を確 性を実現し Õ 慮をし 用 他 とし 保 0 分配当に Ü 事業に なけ うつつ た 事業から 事業 充てるよう お ば 11 なら 0 て 7 生じ 成 な は 長 事 た収 努 発展 業 Ø 0 な を 益 的 業

画と企 三〇条 業者 ば 経営委員会に 11 組 なら 条一 業又 合 は法人の 偏りを生じない \bar{O} 理 業関係者 項 は \hat{o} 法 一農産物の 理 事 項 11 経 E Ô 事の 人 営に うい は 0 定 経 0 農産 とし 一数に 夕 関 営に 参加を可 よう配慮し ては定数 販売その とし、 X し実践 うい 押 物 た。 関 し実践 ľ 0 的な能 能に 他の当 ては をし を五名とし、 販 認定農業者に 理 なけ 売そ 事 してい 的 でその過 7 0 「該農業協 れば \tilde{O} な能 力を有する者でなけ VI 年 他 る。 齢 なら 一力を有 半 る。 0 及び 経 ょ 数 組 (三〇条二 営 同様の る な は 合 司 |委員 [] 性 組 が 経 す 営 別 S 合 行 会設 者_(認定 う 趣 が 法 当 行 項 事 0) 法 0 れ 業 置 で 参 う 農

> 法人 等へ ての 11 11 変更は現行信 人 る 性 0 節 は 特化 都市 格 の変更は厚生 0) 消 組 費 は 農協 が 法 非 織 X 図 用 変更を 出 税非 等が られ 協 箵 • 共済 組 同 るよう 課 連 加 組 合 この 税措 。 一 の変更で 事業を行う農協 えて 合 般社 事業 置を含め 11 0) な る。 組 あ ħ 0 織 寸 り、 ば 事 消 法 業 更 費 人 大 八きな 公 口 譲 生. に 的 渡 組 能 · つ 第 活 間 医 とな を 1 協 川 織 療機 |題を含 変更、 7 司 節 は 経 組 関 出 合 h 矢 事 来 矢 な

行に近 は附 第 則で の章 四 は 11 機 は 「中央 全 全文 能を持たせようとし 中 • 削 都 除 道 され を残すことが可 府 県中 7 -央会で、 11 る。 \Rightarrow 11 能と 後 旧 法に 0 名 称 あ 監査 等に つ た でも 11 中 央

(3)問題の多い改正法

正である 改 農協 提 経 正 営 農協 言に を含 基づ 法 0 8 企 は 業の き企 た 他 参 業 0 の農村 協 画 九 を含め 同 年 組 0) 農 合 市 た農協 場 0 地 存 \wedge 0) 改 続 にも より 事 Œ 業 似 か 層 か 0 介 わ 0 11 進 入 であ 出

大限 をい 0 配 象徴 慮 その Ł 的 か、 な 収 0) は 益で事業発展 事 業遂 法 0 行に当 \blacksquare 的 のた 0 7 業所 8 Ó 高 投資を行 得 V 収 0) 益 増 性 0 実 最

剰余金

0) 則 用

蓄

積 6

を認めたにしても、

株式

公会社 五年

と変わ 0

'n

な 定

U

合原

か

遠く離れ

てい

一九九

凉 本来

訓

設

 \hat{O}

協

同

事業利

分量

配当に充てるよう努めるなど、

改正で 認定農業者と法人に絞るのは九二年からだが、 経営者」 本法成立時、 相撲をとる」 的とし、 用 場合はともかく、 るものである。 の生 だろうか。 のとなった。 旨に反する」 業所得の増大に最大限の努力をせよ」とは あろう。 選別 プは農林 益 分量配当に努めよ、 1 安定的 一産性 0) は 追求を目的とすることは しかも担い を 求め に賛意を示さなかった。 理 責務としようとしている。 向 ましてや政府与党の取りまとめ 事 農業所得の多寡は、 事務次官経験者であっ な価格政策と健全な流通政策の下で実現され 上等 との意であ 農協全 の類である。 0 農業所 定 11 の努力によってもたらされるも 手へ 農政の責を農協に丸投げしてい る 国連の全中 農協 とは、 の還元として、より多くの事 得の増大を目的とするとは、 経営委員会に 5 は協 たという。 九六〇年 担 農業政策の下で、 い手育 協 同組 それ たが、 全販 同組 つい まさに 合とし 農業政 は 代の 合に反することで 連 成を農協 ても農 基本法の の段階から、 協同 農林 初め ては異質 いかなるも 策 他人の褌 協 今回 屰 組 0) 0) 農業者 農業基 るに等 対 経 合 自立 金 0) 業 であ 象 営 同 0 0) 玉 0) 法 を 趣 1 で 目 利 0) 0

模農協に

たあっ

7

は

か

な

り

0)

負担なることは必至で、

な経営問題となろう。

代表、 は会員 更を可 三一日までに連合会に移る 金融自由化に伴う農協法改正の際、 大幅な変更となったが、 さら 農協 に、 会員相 0 能とし • 要請 連合会の株式会社化、 **今** た改 互間 同 を踏まえた経営相談 「の改正で中央会の章がなくなり、 組 合組 Î の総合調整 は 織 この問題などは、 厚生 から 行となる。 0 連の の業務となる。 生活協 離 社会医 脱 また、 を求 与党にお 監 査 小めて 療法 組 監査士 会員 合 一九 への 11 7 0 る 制度 年三 意思 中 組 Ł 央会 年 織 0

送られ、 検討することとなってい 問題となっ この段階では、 た准 組合員問題は、 今後 五. 年 間 事業 0 利 規制につい 用 状 況を見て、 、ては

3 第二七回JA全国大会と自己改革

農協 景的 大会で ()月 が な食糧 如 は 五. 何に対応するかで注目されるところであ 農業や地域社会 需給の逼 \exists 0 JA全国大会は、 迫 玉 農協をめぐる情勢と 内農業生産の維 農協 持拡大が不 0) 危

世

しかも小規

経営指

公認会計士による監査が行われることになるが、

の質も確保されている」とされていたものである。

導を含めた農協監査とは異なるものとなる。

もっ 畜産物 まとめに沿って「農協 己改革につい 方と営農 四月に財界、 求はなく、 組合員の間では不安と要求が渦巻い P合意と農協法改正 状態であることも 抑えられ をすること」として、 弱化が この とも二五 0) 蕳 進んでい 販売では 今回 経済事業の強化に向 題が議題として取り上げられていなか 産地の生産者の 7 口 政府・与党から ŧ |大会以後の が出 政 指 流 ると危機 の高齢 策要求 摘し によっ 通 「され その枠内で大会は行 は重大な危機感を持 が大手小 てい 化と世 は 囲 てい 議題を見ても農業政策 て事態の 感を表明 な . る。 求められ い込みすら進み、 . るが、 けて 売業 |代交代に伴う農業基 1) しかし、 深刻化 今回 J A ているにも • た J 外 てい 政 食産業、 府 \overline{O} グル 大会は が予 われ 大会前 る。 って自己 Aのあり • 5 党 Ī 想さ てい かかか 縮小 ヺ 0 つ 商 0 改革 わら ħ Ť か 四 0) す 社 る。 取 0) た。 た n 自 年 要 Р る 0)

0

経

吐営資源

0

シ

ンフト

る

その中心となるのが①

の担い手経営体 となってい

けのニ

]

ズに応え

(1) 大会決議 の 概

担い手対応と経済事

として一農業者 大会決議 である。 の柱 0) は三本あり、「JAグ 所得 増大」「 農業生産の拡大」 ĺ] ブ の自 三改 地 域 0)

は重点実施分野として全ての農協で実施する事 このうち - 農業者の所得増大」、「農業生産 0 拡 項とし 大

> 手の の増 き下げ ケ (1) 育 大と新 ツ 1成や担 É 担 1 低 い手経営 コスト生産 た E 1 な ・手の 基づく 需 要開 体 のニーズにこたえる個 技 ベ 拓 生 ル 術 産 \wedge ア 0) 0) 販 /ップ対 確立 挑戦 売方式の • 策 普 生. 岌 転 産資 **⑥**営 換 別対 (5) 農 新た ③ 付 (材価 応 な 格 加 担 2 0) 価 11 引 値

欠だが、

農業者

盤

連合会 る農協 をつくると言うもの。 対応できない場合は「 な事業の提案、 、の手 0 ・中央会と連携して、 敢 個 別対応で、 り足取り 経営相 の指導・支援であ 「担い手サポー 政府与党の意向 談に応じる体制をつくる。 担 11 手専任品 同行訪問 担当 トセンター ふる。 を基本に支援体 一者を置 沿 た担 き 設 農 総合 ・手農 協 制 的

とは、 などでは、 費者・加工業者など実需者と担い かかわるバリュ る方式で、こ 全農を通じ、 大• ②にマーケットインに基づく生産・販売方式へ たとえば、 充実を図 主産 れの 卸] ŋ 地 • 小売 米に 形 拡大である。 チエー 成 付 し象徴されるような農協 加 を基礎に生産 0 ンを構築する。 価 値 販売となる方式では を高い また、 手•農協 めることとして 流 加 農協 Ĩ 通 が直 業務 0) 加 • 接 経 直 なく、 Ι. おり、 販 0) 販 用 販 流す 連 転 店 換

3 0 付 加 価 値増大については、 安倍総理が 口にしてや から

の課

題

7

あ

る

農産 まな 物 い 六次産業として、 0) 輸出拡大であ 企業の参入による取引の 拡 大と

普及は 履 ④ 生 修行であ 物流 (材価 0) 格の引き下げと低 広 域 化などの実行性の コ ス **** あ 生 産技 る確実な 術 0 対 確 策 立.

0

がこれ 荷となってきている。 (5) \bar{O} まで独自にやってきたことであるが、 新規 の担 11 手の育力 成や Ù ベルアップなどは、 最近で は重 農協

事業を実行する農協はどれほどあるのだろうか。 以上が実施項 (目だが、 課題と問題を意識 し、これ 6 0

1 地域活性化への取り 組みと准組合員への 提

治体とともに、 る。 は る 始 接な関係を持ってい というより協同 の活 農協 がめ、 三本 が 動 減 信 地域格差の拡大、 店 生活活 Ó 連 舗 性 0) 花 支所に j 柱 0 導入 るな 農林中金が過 のもう一 は 動 へを意図 より 廃止などで活 |組合は地域 11 かで先細りとな は ず 戦 地 ħ 後の る。 つ この農協 高齢化 は 域に対する本質的な対応が求 てい 疎 産業組合 主要な農協 地 地 を足場に にとっ る 域 三動が縮-域 • が、 過疎化が進む中で、 の活 りつつあ の金融サービ 0 確立 ても最 生活 時 1/1 性. 0) 代から してきてい 化 事 る。 事 業とな である。 業は生活 大の課題 医療 今や地 地域 こス か る。 つ 渾 から、 から であ 農協 最 動 は 指 7 地 近 導 11 を 密

員

もの と農、 表明しているが、 れるようになっ 参加を表明している。 大会議 かどうか疑問 地域 とJAをむすぶ」 案では 7 V である。 他方で政府のすすめる 地域 る これが農協のねらい セーフネッ 農協 取り組 の目指すべ みを 機 能の 、き取 拡充することを 地域創生」 発揮」と「食 いり組 致する みとし

れは その 業振興 経済 ンバ の位 営参加を勧め、 充を通じ、 農協法改正に関連する対応で、 方法はか プを確立 (を徐々に認めていこうというのである。 加えて准組合員についての対策とし ーシップの強化」 ファーマーズマー で切り抜け の発展をともに支えるパートナー」と位置づけ、 「応援団」としての取り組みを拡充するという。 、の応援団」 け なりの上から目線で、 するというも 段階的に准組合員 から 農 方向は出すべきと思 6 ħ 地域振興の主人公」であり、 るのだろうか。 に基づくアクテイブメンバ を取 ケット の。 農協は農に理 り上げている。 等の の農協 この 准組合員を 総合ポイント 地 ような准 への意思の て 域 る 協同 解 これは今 しかし、 農に基づくメ 0 「農業や あ 組 組 る准 制 反 農協] 映 度 この 地 組合 シ • 0) は ツ 運 拡 域 0

4 危機 を跳 ね返せるか

財 祭があからさまに農協に求めた農協 全国

協と生

産

拖

の農協の

組

合間

提携、

全農

• 的

全.

共 都 は

連 市 \mathbb{F}

林

Ď

たが

つ

て、

なくとも

体

られ

U

るの

は

0

ままで

産者 真

米

価 な

n

によって生産者米

価

が引き下

げら は

ħ

てい

`る

Š

求

8

である。 れば、 それに 営農ビ 離にも 生産販売方式」である。 急に示すべきである。 集落営農の概念を飛 中心となるコン がこんごの農協 は ことはもちろん、 成するという。 に握 きである。 っでは 様に経 終 V) わ 地構想とも ンジョ 5 作物は複合的 「担い手 つながることである。第二に、 たも 地 済 れて消費 域 連 担 米を例 0 • は 0) 経営体」と「 を展開することとしてい 全農 組合員 農業• セプトとしてこれまで集落を基盤とす 0 いえるが、 組 11 0 その 経営 者 手 パび越え 大会議 に挙げ 米 に の株式会社 蒷 経 第三は 農村を支える多様な担 営体 価 なる。 間 広さは二〇〇 の差別化となら にどのように これも は に 上昇 るまでもなく、 差を設け このニー" 案の実行に当 具 地域を支える中 「JA支店を単 体 以 ί 具体的 マ| 例 前の 花は ・ズに T が 、この問題 ケッ 示され 概 反映するかであ 11 ha 連合会と農協と たことである。 るの ぬように注 . 応える個 事 念でいえば から三 言たって、 事例をも } る イン ておら 核的 位とする 題ととも 流 この 11 通 って E 手 を大 県 担 别 ず、 達する ジビジ 基 地 間 蕳 V) 対 ha 手 とす で構 これ 示 域 手 広 競 づ る。 応 複 Ż 争 商 す 早 3 域 る 分 は

> るとおも 急に行うべきであろう。 などを継 0 全 0 前 ない今 回二六回大会で提案し 続 われ 連 0 持 て求めてい 大会の一 つ さらに 電算シ 番の欠点である くべきである。 ここに全 は ステムを使 価 た、 格 政 直 策 玉 屋接支払 が っ 連として たネッ 消 滅 ħ 1 は政 1 制 7 0 役 11 度 売 策 る 割 導入 な が を あ

つ

来るか、 法案提 たっては、 そのこともあ 協改革では 存在 おける中央 農協改革、 1の法改 11 枚岩となら な 出 のだが、 この 蒔 組合員に問 から É 事 信 八会は ままで、 に対 ,務管理 5 用 農協法改 てか農物 单 な • 共済 央会 か する全 無用 の合理 向 . つ 11 農業者 事業の 協 Ê は たと思わ • かけるべきときである。 准組 玉 0 大会でもこれ に当たって当 農協 崩 連 化を掲げて 蕳 合員 関連はほ 0 協 に つぶし n 0) 似て、 る。 認識 に目 口 組 もとも E 6 が 初 11 とんどな 合を守ること 対し 事業 差 るのみ 向 は まさか けら が 経 かあり と協 0 済 で 機 ħ 0) 展 か 事 能 時 あ 開 口 る。 に当 が 0

今回

が

11 0

有機酪農の到達点と未来

矢坂 雅充

1、はじめに

グル 乳」として販売される牛乳の原料乳を生産してい 者が取り組 有機酪農生産は、 取ってみたことがあるという消費者は少ない。 代表的な有機食品になっているといえよう。 乳売り場に置かれている。 で有機認証を取得 有機酪農生産を行っている牧場もい からである。 では有機牛 ムの三ヵ所である。 Ī 機 - 葉県の大地 牛乳は欧米そして中 そして北 んでいるに過ぎず、 乳のことを聞い 有機認証は取得していなくても実質的 牧場、 日本ではまだわずかばかりの酪農生産 して「有機牛乳」 大地牧場では濃厚飼料の有機 海道興 部 -国でもほとんどの量 たことがある、 食品としての認知度も高く、 海道津別町の有機酪農研 町 生産量がきわめ 0 40 1 くつかあるが、 ・スプ オ さらには] V 1 ガニッ ーンフ って少 方 そもそも 販 活 1 るの ク牛 には 手に 日本 ウ ア な \exists 0 É 11 本

> となった有機 コシを輸 入に依存し 酪農経 営は北海 ているので、 海道 \widetilde{o} 事 玉 産 例 一飼料 限られ 生産 体

品店、 大きく立ち後れている。 になっている。それに対 使用しているファミリーレストランなども見かけるよう 配による生産者直売や農産物直売所・青空市場、 野菜や米などの 生協などで販売されており、 有 機農産物 して、 は、 有機牛乳の生産 ボ 有機: ッ ク 農産物を食材に ス野菜などの宅 自然食 販 流点は

を処 定的 に依存している日 されることである。 るといえよう。一 それは次のような酪農生産の特質が大きく関わ (理して販売する乳業メー 牛に給餌 な確保は大きなハ する飼料を有機飼料に代えることが つは、 本 \dot{o} トウモロコシなどの濃厚 1 酪農生 有機農法 ル となる。 カーとの連 産にとって、 へ の 酪農生 11 携が欠かせない ま 有 産の 0 機 飼 は 料料 を輸 前 って 提 安 入

酪農生 る有機 n て消費者に V 0) ことで つの 乳業 組むことが必 有 しある。 産者と乳 0) 機 X 生 华 乳 届 乳 力 を直 けら] 酪農生産 要で 業メ となって が 接 7 そ れることに あ] 消 製 Ō もり、 三費者に 力 造 生乳を分別管理 者が生産 11] • る 販 有 が 機 有 販 な 売 酪農 機牛 る して 正する有 売することはで 到. 酪農生 初 0) 展 機 に 8 て殺 開 生 7 にとっ 産者 体となっ 乳 右 機 菌 は きな が生 食 処 ても 品 琿 取 引先 7 産 を 11 取 す 行

]

F.

ル

制

地

0)

酪農産

地

であるとい

、えよう。

お

Ш

走

二ッ 本で最 農生 機 0 方向 生乳 酪農 機 脠 おける有 以下では、 酪 ク 産]性を示 農 牛 大の か 研 0) のうち日 究会グ 乳 6 現 機 状 0 右 \bigcirc 取 Ľ 機 酪農の未来を 0 7 量 ル n 原 酪 11 組 料 農 ĺ ゎ 三卜 んばその たハ ・プの事 る み 乳 進 0 とし ・ンあ は 拠 備 点とな] 期 7 いまり 展望 到 例にもとづ ドルを乗り 間 \exists を含 出荷され 達 本 してみ 点を、 が 0 つ てい 8 有 株 機 n た 酪 る。 11 越えてき ば 7 北 農 お 明 7 海 より**、** 七年 生産 整理 治 道 0 津 特 0 津 た され あ 有 别 别 ま 機 オ 町 町 有 今後 n 4 る \exists 機 は 0 0 乳 ガ 有 日 本 有 酪

2 経 緯 1 株 明治か 5 あ 働 きか H

規模 乳を提供しうる産地 が 九 拡大 年 7 代 11 後 た 有 を探 機 株 商 して 品 明 に着 治 11 は 目 た T X 津 て ĺ) 別 力 町国 は などで 内 北 で 有 海 機 市 道 網 原 場

> とし とタ て、 ある。 経営が多く、 た農畜 約 裾 およそ三〇 郡 から 町 0 7 K ネ あ 0) 面 利 中 飼養 各地 産業を 用 Щ ŋ 穑 され 間 が 頭 大規 頭から 区に 地域に 美 狠 基 幌 数 7 ヤ 6 規 幹 模酪農経営は存 分散して立地 11 ガ 町 ħ 産業 や北 兀 る。 おける比 模を拡大 イ た Ŧ 畑 頭で、 とす など 見 地 芾 几 ラや草 較的 る人 すること 戸 0 0 l 南 北 0 畑 地 作 酪農経 平坦 在 海 ている。 を飼 位 道では中 Ŧī. が な で 千 肉 置 料 難し 営営 広 1) 用 L 人 生 搾 ほ U あ 牛 7 -規模 農地 乳牛 産 まり 11 土 お • 地 基 条 Ш 酪 ŋ 盤 件 条 頭 あ は 0 件 酪 数 町 不 畑 V 利 0 は 地

営も 然豊 料にふさわ L ン栽培と 水質保全 経営を志向 7 現れ、 かし かな環境 価 され 逆に、 $\overline{0}$ 放牧を基盤とする結 環 ため ĺ せざるをえな てきた。 境 1 高 経 1 営 地資源を最 0) 水準 I規模 関 乳牛 衛 心 Ċ 4 0 4) 0) 11 拡大に あ とい 高 尿 的 もり、 処 東力 大限 品 か 理 質 う つ 0 拠ら 町 に 意 高 利 乳 ス 内 識 を テ 用 な 成 11 が 流 分とも Ĺ ムを導 酪 醸 1 ħ 農 成 持 る網 され 生産 続的 j 走 } 地 市 た。 な Ź 乳 域 コ 酪 لح 0) 原

カ は 脚し を うし 津 活 别 た商 た 用 町 酪 品 た 農 0 生乳 とし 有 産 機 地 て有機牛 から とし 牛 乳 つくら 0 ての 原 乳 料 特 の開 ħ 質 た 開 を 発が 発を 11 価 具体 決定す わ ば 的 酪 農 検 株 討 然 明

に

0 治

占め 提案に ることとな うる二 〇 1呼応し が設立された。 戸によっ 5 た。 平 7 成 津 有 別 機 町 年 酪 0 じ 酪 当 研 農生産者 究 時 会 0 酪農経 负 Ë Ť 営 株 研 0) 過 究 朋 元会と 半 治 を 0

草 は

定

3 路農の 到 達

(1)(1) 有 機 進 粗 展 餇 Ū 料生 た有機 餇

ため 酪 B 鶏 産であ コシや牧草とい な収 シサイ 除草作業や施 ータによる適期 研 わ 0) 糞 さら 究 の試験栽培が開 転 機 会メ 量 題 V る。 酪農生産 布などの 期 に 1 転換を図ることになった。 0 0 洗 ジ 研 は 減 バ は 機 用 11 小 究会発足 一分の一] 餇 胛 N 出 とい 1 つ た粗 慣 \widetilde{o} 0 要 ゥ は 料 0) L 亦 行農 性 除 が 七 始 転 八 う結末に 継続 され 飼料 産 草、 換 適切さが が とい \Box ととも 法 明 コ 0 確に 的に行 最 な 0) た。 0 0) 不足する有機 つ 有 大 朩 下 た低 終わ たなっ 安 で 牧草 機 0 手探りで進 挙に 進 われ 栽 最 + 71 収 つ 7 培 募 0] 終 N 1 量となる た。 収 で j. 的 ŋ た。 栽 11 V iv 質投入 量 培 0) い つ] 慣行農法 転換 た地 そし んめら 減と は 平 は ジ 成 用 有 Ŧī. 甫 な 0 当 n を 有 戸 力 7 1 機 ため 力 場 進 が 兀 0 機 初、 ゥ 餇 つ ŧ 7 農 年 減 ル 0 有 8 モ 料 有 機 あ 退 法 0) チ あ 半 大 機 る 生 \Box

> 収量 うに り、 栽培システムの改善も進められて アルとし 換期 ょ 草 転 地 的 $\overrightarrow{\Box}$ は 有 増に なっ 換期 生産 の土 他 つ 科 慣 • 7 0) 0 収 0) 行 によっ て共 0 穫 たのである。 0 獲得 壌 法 酪農生産者に 収 ク 圃 0 収 À が改善され 場 昰 めどが立 て飼料 量減 、有され され 共] 0) 転 减 換 同作 収 がも バ を最 た栽培] 量 L 生産 業化 た。 などが とほ た つように たら 有機 デント 小 たことが窺える。 餇 限に食 栽培マニュアル ぼ 0) などよっ 技 料 す 路農 低コ 定着す 術 同 生 ŕ] は な 産 安 スト V ŋ 水 は が一 て労 ンの 止 有機 るよう 0 11 準 化 栽培 転換 め 平 掃されることに を実現、 働 播 ることがで 粗 成 П がを呼び に 経 É 負 種 復 餇 有 よっ 担 料 験 機 な の作業委託 ずる そ何 (り を 栽 0 粗 削 か 積 培 餇 け より ため きるよ 畑 料 草 減 7 Z るう 重 0 地 年 0 で ユ ね 安 GY.

0) 販 Ă こうし 濃厚 売が開 S 認 法に 定 て有 飼料を輸入 が始され を 取 機 転 得 換 粗 L 餇 有 料 꽢 機 0 株 1 自 八 ゥ 給 朋 年に É 見 治 通 \Box 0 コ 有 オ 機 が É 畜 0 置 産 ガ 1 物 き換えて完全 平 ッ 牛 ク牛 成 七 年

(2) 有 厚 餇 料 生

平 めに 成 有機 年 イア か 6 J 粗 飼料 栽培が開 にとどま 始され、 6 ず、 1 厚 ア 餇 J 料 自 ++

転

えで重要

な成果となっ

T

11

る。

除

ŧ

]

1

- ウモ

コ

わ

せ

たト

Ŧ

シ

0) U

栽 る

培 + 合 有

は、

成

年 \Box ル

バ

] ゥ

戸 \Box

で

(2)

ル]

ほどに ル

なっ

た。

平 隣 は シと合

成

二七 X. 究

车

一度は

イア

コ

+

イ

き

を上 亚. 用

П

ŋ

近

地 研

農家と合 会メ

わ

せ

几

ク

夕 ク 面 せて六

口

] ラ

を上

5

た。] 近

粗 は

餇

料

7 コ

用

1 わ

つ

えよう。

イアコ

]

0)

'n]

プ

サ

Ź

平.

成二六.

年

研

究会メンバ

-と後述の

0

隣

地

|X|

農家

が生産

L は た

機

0)

て利 料を使 ことと 要があっ 飼料であるトウ である。 n n イアコー 0 X イ から芯ごと収穫 は現状 倍 割 'n 口 刀口 V ーコシ 年 用することができる かなり ほどの 1 高 力 なっ 用 で ジ た。 の輸入が安定 ï が あ 0 有 では 輸 のサ 機 7 水準 割安である。 利 そこで 酪農生 + Vi 1 用 É キロ るか ゥ 1 1 \Box 研 が なっ ÷ 究会 進 グラムあ V \Box Ŧ 芯 こらであ] É 有 コ 産 \Box 8 グラム五〇円ほどで てい 的 機 6 • \Box シを自家生 0) コ X 子実)持続 it 記に確保 か コ イア さらに将来にわたっ ン ħ 6 栄 シ たり る。 るの バ は 7 きた。 で 養 • J 性 0 輸 ある。 価 実が] を確 は 一 五. の平 送費 外皮を粉 有機 しうるかどうかも 産に が 完 栽培 保す 一•七 高 有 1 高 均 • 切り ァ 関 機 熟 生 価 るため 砕 コ 格 戜 税 認証を受け 0 供 確立 替えて 西と 濃厚 して] 生 7 0 給 て有 輸 古 産 ż 生産 を目 + 慣 費 飼料 入濃 な は 术 Vi 機 n 1 行 爭 した 指 < 濃 透 1 7 厚 た か 7 7 す N 厚 朋 ゥ お] 餇 法 成 な P

ンバ は二 要 利 補 機 た ŧ A 働 が 在 0

ほぼ な取 庫 0 利 通 実現 引 年 契約 K とど 餌 したことに は結 が 可 ば 能 퐢 な なる。 11 年 な 方針 度は り بح 輸 輸 岚 な 入 ヘトウ 有 つ 機 た。 Ŧ 1 ウ \Box 有 機 七 コ \Box シ 餇 ĺ 料 コ 既 自 0 存 新

給され í 生産 農法 ほぼ んな T 底 用できない 平 つ 一ライ てきたが、] 成 0 Ĭ 拡 てい げ から 飼料の 研 Μ 稼 究会 一六年 処 大とT され R 働 0) ンで、 転 が 餇 牧草やコー る 品 立. る形 メ 料 ょ サ 換 M ン が各生 って、 1 争 ち 餇 それぞれ慣 質 方で、 一月に で バ 料料 向 R 1 と有 均 Ě セ -有 が ンタ 産者に ジも少 機 皙 間 + ン 不 ŧ J 足す 図ら Ă つ 化 7 バ サ 酪 機 イ ば ン 農 1 酪農家.] V 行 んなく る研究 生 0 た。 らっつ] 力 ベ 充分に供 酪農家六 n V 稼 3)]] た。 産 つ 働に きが なか ジを融 究会 は イア サ 七 0) 0 Ź 声 Т Ť 新 廃 に た ょ あ 給 戸 コ 棄 \Box X 5 Μ Μ たなス され で腐 ンバ 量 た。 通し Τ つ] つ € Э R R た が Μ セ 0 飼料 敗 ても 製 テ + ることとな 減 Τ] R は 造 ッ 少 М L が Z 餇 イ 料 R 7 分 戸 0 6 他] 有効 .自給 剜 は 1 品 つ が 0 7 X 供 有

機 酪農 ょ るコミ ユニテ 1 形

有 めて 機 飼 重 料 葽 0 な条件であるが、 自 給 は 有 機 酪農生 産 司 時 0 持 続 的 有 機 展 飼料 開 1 栽 培 技

しなけ 未知 も大き 布するとい グラム以 のあり方などによる収量の て試験圃場で栽培試験を行 などを こうして早春に鶏糞を一 0 な ればなら わたって酪農経営を営んできた生産 領 己 Ę 域 価 確立するため 回数 いった施 であ 値 秋に を見 などが定まって な Ŋ, 肥 堆 は 体系やカルチベ 肥 手探りで栽培技術 だすことが 酪 を一 農関 0 研究会メンバ 試 係機 差を確認 行錯 N ァ ĺ アー 除草 関との 誤 できる。 ル 0)] あ ルあたり三〇〇 してい 渦 0] たり . A タイミン はそ 0) う 程 ポ な で築 有 者に よる除 五トン 、くことに れぞれ が イント 機 餇 n か ・グや とっ ñ 0) 料 罩 以 を 生 強 分 7 7 Ĺ 丰 施 把 き 0 な 担 産 化 Z 散 \Box つ 肥 L 握 は

するた られ 生育具合やクロ は天候や むろ が交わさ 験 17 0 るようになると !転換するとすぐに 0 俪 め Ĺ な 庯 が抱える日々の作業の中 嗜好 圃 場 有 か に見 機農法 参考デ 場などの条件によって一 0 る。 間 催 題点に] 11 バー だすことが 有 0 高 こいうわ 夕 機 確 飼料 うい جه ^ 地力 は 立 牧草 と て研 け レニアルライ が増進し 研 11 究会メ だは 可 培や乳牛の っても、 定着度などをめぐっ -での疑 能だか 究会メンバ な ンバ て+ 様では 1) 問 5 その -分な収 8 で] 飼 グラスとい 1 、悩みは、 ある。 養管理 ーで経 ・ウモ 具 な のさまざま 1) 体 量 的 \Box を改 験や 個 コ が 有 な 研 あ 機 内 っ シ 々 意 た 究 0 な 0 げ 容

> 観察 の理 験 X ン 解 G しあうことが重 は バ 知 見] 様 全 で 語 体 は 6 0) 課 な n 題でもあり、 要であ てきた。 だけに、 5 たとい 研 それ 究 会 相 ぞれ X 互に参考とな 0) 畑] GX. 0 4 有 などを ŋ 機 うる 酪

経

短

期

簡

に除

草や収

で穫とい

った作業を適

が期に

効

率

的

もあり、 率を高め、 替えによって共同作業を実現 きたことも、 ませるために、 同 作業は 相互 研 適期での作業完了を目指 の結束を高めることにもな 究会メンバー 研 これ 究会メンバ らの作 \dot{o}] 業を共同 情 ĺ 0 報 連 交換、 大型機: 携を強めてきた。 で行 してきたのであ 技術 う体 5 一械による作 :制を整 る

共

ろう。 れ きた。 ている。 相 先例 談 成長 ľ 7 それが、 て、 0 11 津 、るの 別町 ない 後継者 間 挑戦 は 0) 題 若い 解 は 有 有 四 決 的 機 路農研 機 戸 経営者の 0 な酪農経営だからこそ、 ため 酪 0 酪農経 農 究会 0 0 コミ 試行 経営意欲を育ててきた 営 0 錯 X 0 ユ 中で若 ニテ ンバ 誤 が ,積み] 1 E 1 0 重 提案 中で ほ 後 継 ぼ ね 育 者 6 限 L たのだ を確 たり れて 6

家畜保健衛生所、 こうしたコミュ 普及センター、 クともいえる酪農関係機関との協力・ 目される。 ニティ 試験場、 乳業メ な 基 大学といった有機酪農サポ カー JAつべ 一礎に L 餇 料 X が 有] 事 連 機 力 務 携 酪 農 が と 築 か ッ

イミング・

1

· つ

た

買

を 担

0

需

給

整に

関

わ

る

経

株

機 が 取

転 負

換

T 証

11

際しての支援

は

経済

的

助

成

E

は

チ ĺ Ż が 研 究 X ンバ] ĭ そ 画 7 き

発投資と位 みはなく、 生産者の 入代が嵩む であり 生産費 に支えてきた。 研 ながら、 0 経 究会が 増 明 置 済的 つので、 嵩 治 分や は ゖ 実 Á X 負 有 有 酪 給 機 施 て負 1 担 割 機 農経 力 転 す 餇 高 酪 る調 対 農研 担 料 換] な 移 営の収 L が L 牛 輸 7 行 た。 移 杳 産 入 究 公 会 0 期 右 • 的 支は 分析や 経 期 0 機 到. 0 な 費 餇 有 補 悪化 ox 経 価 料 機 研 費 礻 は 瞢 助 転 が す 户 慣 な 修 な 換 行 Ź, 行農 活 補 す 有 中 á 機 わ 動 償 0) こう 自 法と n を 酪 餇 す 農 る á 料 経 とと 莧 Ĺ 済 0 司 餇 0 開 込 た 購 的 料

料乳 だ限ら るわ の差 は 産費を補填 乳代を支払 道 荷 窠 it すべて 機 E 0 では Ť K れているの 転 松換後も、 た生乳 ĺ か 7 処理 な オ · ル乳 か ĺ つ T わ 1) 1 7 生され すべ 6 ガニ 価とほ お い ぞ 才 り オ . る。 てに支払 7 vy j いる。 ガニ ブ ぼ ク ガニッ 有 研 牛 部は V 機 同 究会 レミア ッ 乳の原料として使用され .額の 転 わ 7 換によ ク ク イメン ク牛乳 牛乳 れてい ム乳 株 八〇 れでもこう バ 代 픤 明 0) つ 0) は . る。 製 7 原 治 が 研 造 kg 料 0 増 生 した最 放牧 有機生 究会 嵩 のプ 乳 • 産 販 す 华 する生 る生 ーメン 売 対 終 乳 3 L バ 用 ア 7 0 が 7] 涂 原 ま 11 乳 生 4 北

> 農 0 な) 酪農生 経 対 . 営 応 を 株 産者 策 から 0 間 田月 検 が抱えて 治 評 討 0 に 有 職 ŧ 機 員 いた不 加 酪 が わ 定 つ 生 期 安を大きく 産 的 0) それ 課 研 題 究 は を 会 有 軽 X 減 機 産 ン 転 者 バ たと 換 J 移 研 共 0 行 期 有

ると 有機 機 家畜保 0 認証取 提供 飼料 ク 1 状に取 つ を分 いや検 裁培、 たように、 健 得手 衛生 n 証 囲 続きなどは、 を行 飼料 所や んで、 普及 酪農生 設 ってきた。 くる。 訐 それぞれ で乳質 セン 産者を酪 支庁 夕 改善 Ĺ Η ox 0) A C C 0 専 j A 農関 などに 職 菛 買 P 手 つべ ŧ 連 的 分 機 関 親 0 法 身 野 す る技 が に が 0 支 即 ネ 導 な 援 入や ッ 術 7 情 7

報 有 会メンバ

]

価

され

7

る。

販売 ンサ る。 行なう有 さら して 1 津 大きく寄 0) 確 レ 别 保 機 町] 地 **陰業生** ・ジを る 内 域 与 間 0 有機 生 畑 で 研究会メ 産 作 7 産 0 飼 法 有 農家や 料 機 ンバ 農業ネ 牛 J 興 隣接する大空 産 Ă を行 部] つ ~ が 町 ッ N つ 0 1 生 酪農経 要とする 0 ワ 産] Τ 町 者 クも Μ で畑 R 営 0 有 セ が 広 機 作 イ が 4 Ż 栽 1 イ つ 培 ワ ア] コ 7 を コ 11

関と 以 農生 0) 活 上みてきたよう 連 動 産 携が広がっ 者 7 百 みる さら ていくことが、 は 適当 有 有 機 デ 機 酪 は 畑 農 作 4 な 生 産 有 11 機 を 産 者 特 酪 農 É が 定 0 酪 わ 0) 持続 農関 か 酪 農 生 係 的

-39

支援活

勤

担

してい

展につながっている。

(3) 有機酪農生産の持続性

的 減 んど損 る。 働 がある。 とにみると、 ば経営の 有 が削減されても有機 ムあたり一五二・七円であり、 いだから な課 思 理 収 別 費は含まな 機 ワ 収益性 益性は ĺ 生乳生産費 口 酪 千万円以上の収益を上げる経営がある一方で、 ゎ 別 農経 題として 益 n ク 町 こうした生 収益性 た 1 0) Ď 均 が、 営 改善は、 中で とも密 研究会メンバー 有 衡という経営もある。 同生産 0 機 V 認識されたといえよう。 取 は 経 経 酪 (平成二 営営 ŋ では 営としての 農生産は 確 費は 保され 組 酪農生産を持続 乳業メー 産 診 関 断 みではなく、 費の格差は、 より わっ 四 デー 一二九円 既 てい 間で大きな格 年 大きな差とな 持続 力 ż たグループとしての 述のようなさまざまなネ は 平 1 . る。 から プレミアム乳代を加 から から一 性 有機生乳生産費 乳業メ 当 L -均で生 算 を確 していくため しかし、 期 0 出される 七六円 有 Ť 総 差 葆 つ 機生 利益 がみ レミア 乳] 7 力 個 あら キロ 6 ・酪農! までの差] 别 取 0 ム乳 生産は 経 n 0) 基 ほと 族 えれ グラ わ 営ご 経 n 4 0) た。 組 乳 本 代 削 n 労 営

> とい 閲覧 まり 繁殖管理 開 料 L の嗜好 維を多く含む るという方針 か トを導入し、 きがあ を利用しているも て、 5 · う しうるようにして、 飼養管理 0) 底 縮まっていな 試 催 疾病の 利 Ŀ みも ŋ は 用 げ 0 餇 差 料 良 を図るも - 給餌 これ 発生率も低 異 なされ 研究会 飼料が多給され 好で、 作業に当てて、 よって生ま が立てられた。 が までの 根 のあり方をはじめとし 1) イメンバ 本的 たが、 Ŏ 飼料 のであっ 繁殖 0 間 メンバ 下したという。 な課題として残され 0 全員] 摂 題がある場合には 作業管理 、 取量・ が 実際、 時 頭あたりの るように 相] 頭 間 で 運 間 ŧ 互. あ 的 研 T M たり に乳牛の 増えて 究会では 用するに 0) 0) な余裕を、 生産性 なっ コンピ 乳量 しかし、 乳 R たことも 餇 量 繁殖 てい は 声をか 料へ T 餇 ユ 0) 0) 0) 袼 伸 増 養管理や 増 11 たらな また繊 0) 状 び 頭 差 同 A 加 R だける 乳乳牛 沢を じ ソ は を で セ あ は 餇

(4) 進展しない有機牛乳販売

が

わ

かる。

収 有 餇 機 ガ 量 有 イニッ 酪農 の安定性 機 琸 酪 生産 技 農生 ク 牛 も向 乳 ŧ の拡大にブレーキをかけているようでもあ 産 0 年 0 認知度 セ 上してきた。 餇 料栽 改善され 培技 0 低 ることだろう。 術 餇 0 販 開 料 売チ 設計をは 発は ヤ 大きく進 ネ ル じめとして 方で、 0) 制

沭

Ť

M

R

セ

ン

Z

1

に

よる安定的で良質

0)

Т

M

R 供

まさに研究会メンバ

の生乳生産性を高

めて収益

7

通 ル I 眅 チャ ル 変化 ഗ

格は、 によっ 東京 ピーター トルパ 合員、 が、 ク牛 0 道のコー さざるを得 ょ · タ ー 別配 販売 0 ッ 53 た有 ク牛 n などの 増 予想を上回 别 ッ が多く見かけられた。 達 開 コー が 加 町 五〇~六〇 **ク** 始当 - プさっ 機 治 Ċ あ 済 は 乳 0) 0 - プさっ 原料 では 道外で Ť 伸 共 販 り 的 な よる安定的 右 初、 F 11 75 同 売 機 負 0) 悩 購 ぽ 担 状 到 ユ Ŧi. つ 原 牛 ーオー ぽろ ろで販売 0 ラ 0 く道 況が んで 歳代の組 て安定的に売れ Ž は 乳 0) 料 1) 大 多くを当 販売拡大に期待 ル 公 乳 は <u>\</u> 外で 3 続 ガニッ いる。 な購入 での 0 ッ \Box 1 ※売され 株 11] Ŕ 0 7 位合員 B 牛 ル三九八 販 ソ て使 近年 が続 販 北 お 該 個 莞 7 ク 明 売 り、 华 Ŏ 別 E で、 乳 てい 治 海 商 11 用 乳 -は道内 配達 継続 たとい 価格 拡 品 東都 な 道 11 0 X てい 八円とい 万 がか 本 札 有 U る。 大を望 11 札 ħ 外 生 販売数量 幭 機 一週で 0 0) して購入す 0 る。 、るが、 亚 生 原 Ĭt 協 う。 倍 有 0 0) 市 ・う小売 場で む意見 乳 原料 6 他 成 主と 料 で 機 0) 以 オ ħ 西 八割程 0) 0) 0 推 とし で 需 乳 地] 乳 取 1 1) 移 は 7 ノるリ ŕ あ ŧ 給 11 ŋ 売 販 年 7 ガ オ 市 域 扱 店 1] 場 T る。] 度 売 高 調 4 0 九 7 ま 11 Ó 夕 1) ッ Ľ 組 は た 価 月 海 ッ ガ

K

品

質がよさそう」、

「安心できるから」に次ぐ高

売体 独自 造 • か増 でも を注文した組合員 必要性は認識され 成二八年 大手乳業メー クだから」 ち て有 販売は が えない 有 制のもとでは採算性 0 か Ž) 機 販 0) 効 L -度から ない。 売チャ 生 機 有 難 乳 酪 機 性 都 ようだ。 購入し カー 農研 生 G. 巻 0) ネ 有 コ | 郭 亦 出 などで れても、 機 生 ル 0) 荷 究 . プさっ 特定 会の 転換 たという回答は過半を占めて のア 百 産 0 オー 株 崩 量 量 0 大量 ガニッ メンバ 移行 本格 は 0) の乏しい 発とそれ 0 が ぽろ 消 ケー 求 欠 明治では お |流通を前提とする既 <u>'</u>費者 よそ六 から 品 販 期を終えた酪 ク牛 で] 浣 1 に対 層をタ ・は八戸 |避を 投資と位置 n 調 オー るとも 1 踏 小 査 尨 ン 0) П 4 では、 した ーゲ にす ガニ 販売 りの になるが、 切るに 言 きく 商 量 家が ツ づ ツ オー けら 品 ク 1 は 牛 な 牛 お 開 存 かり、 ガニ かな n 0 発 加 販

わ

けられたということになる。 者トラッ 費者が 組合員 いる オ 一才 キング (「明治オ 0 ガ] な 調査 ガニ かでも自 費 報] ク ッ 华 ク牛 ガニッ 1然食品 乳 # 協 乳 明 0) ク牛乳」 0) に関心 組 か È や環境保 要 合 員 販 生協共 **売**先 を寄せている 有 平. 機 全 成 に関 農産 同 か 購入 7 ì が 利用 食品

大きな変化 6 な てい ク牛 てきた 極 乳 . る 的 に購 がみ 才 入し ì Ś たな販路、 -ガニッ 7 ħ な んグリー 11 ク牛乳」 まま推 新たなコンセプトが必 ンコン 移 市 Ū 場 7 シ は 11 ユ る。 この] 7 オ] (年 要に、] で支え ガ な 間

②生産者と消費者 ₀ 提

は 生産し になる。 ようとして消費者に呼びかけ がイベントに参加して消費者に直接販 生 数 消費者にアピールする手立ては基本的には て、一オー バー トを所 見える関係」をアピールして農産物直売所で販売する は生乳の集送乳過程 売する場合も、 鮮野菜などとは大きく異 の生産者の生乳が合乳されるからである。生産者が オーガニッ -乳は乳業メー 1 換えれば、 ている酪農生産者 が有し 生産者が消費者に直接 スプレー 牛乳を対象とする酪農生産者と消 ガニック牛乳」 てい ク牛乳」 カー 有機食品を取り扱う乳業メー る場合を除 ンファ 株 や乳業工 が製造する食品 明 にならざるをえない。 が自ら 治 に込めた思いを消 なっ 4 いから仕 11 のように生 ・販売するのは、 てい てきわ の思い 場での牛乳製造 「オー 入れ る。 -ガニッ 8 やこだわ で 売する機 て販 有 あ な ŋ 機酪農研 費者 ク牛 売 費 Iが乳 株 す 者に 温 りを直 研究会 力 原 11 会を得 Ź 0) 程 料 伝 朋 究 で 提 乳 顔 É を 会 多 接 流 携 X 治 え 的 を

> 評価 ようだ。 消費 欠けている状況を反映 ここでも多様 のこだわりを訴 大規模地域 通業者と消 カー が 特定の消 ġ が それは 小 生協] 売業者の 費者との な消費者を顧客とする大手乳業 t 芸費者に限られていて、 には顧 いうまでもなく、 求することが難し ル 力 ス 関 有 ハタマ 係性 客ターゲッ 機 のこだわり、 の構] 築 7 いとい 介が重 日本では有 トを絞って、 11 き客と 解すべきであろう。 社会的, 主要に う限界 理念に たなる。 な な広 機 つ が 食品 有] 7 共 気がりに ぁ 機 . カ 11 ĺ, 牛 乳 た

4 有機 酪農 の到 達点からみえる酪農 の

していると理

ろう。 なタイ 生産に 乳製品処 確立す 普 なるものではないだろう。 の諸相を検討し 及してい 津 別 分 プの 挑戦 町 るまで それでも が多 理 の有 有 加 くうえで乗り越えなけ いに 機 工. 0) 機酪農生産を事例として、 施設 安定的 渦 牛 てきた。 「有機」 程は、 ち 乳 て生じる負 のサ が 0 かつ V 保 に込めた酪農生 プライ 他の 有 酪農生産者が集まって有 な 生産性の 状 有 況 機 有機 酪農生 4 チ などに ・メリ エ 酪農 の高 れば] によって、 ツ ン 産 生 い生産 なら 産者 が の立地や牛 1 産者と大 成 な 機 ŋ 0 シ 11 酪農を広く ノステ 崽 立. さまざま 一つであ へきく] 機 ムを や有 酪農 ドル

最後に、 日本の 有機 酪農の課 題や意義を整理 そ

機

酪農

は

É

給

料

生

立.

酪

農

4

産

0

確

昇 立.

7

穀

物 餇

0

価

格

北準 脚し

ħ

ば

なら

な 通

11

+: n

地

利 な

用型

酪

農

0 0

転

換に 農 趨

向 産 的

か が

つ

Z 戦

有 な L を

見

Z

る

か

で、 際 産

H

本

酪 が た

生 勢

排 は

(1) 有 機酪 の姿を展 農 の 望 っ て 4 ハ I É ĸ Ĵレ

費して なら や牧草 生産 すな には、 を担 業が欠か コー 覚える消費者も少 入する 遺 餇 0 かなけ 有機 料 伝子組み 行うとい な 営 のためには 0 わ 輸入され 自給 農法 11 が • • 0) 1 <u>ー</u>つ 'n 飼料穀 は ÷ 失 せ 1 換えで ば な ァ 確 É を目 の酪 っ 餇 の大きな つ てきた 実に なら 1 \Box 11 物 る飼 農生 標とせざるを得 生産を有 酪 堆 コ なく 農 な 輸 シと 難 な シ 肥などの 0 加畑作 生育状 心くな 1 の輪 経 1) 入 料 産 (配合 牧草 1 営との ない で生 有 から 入価 地 技 機 機 農法 iv 況に応じた適期 など 有 域 術 施 飼料多給型とな からである。 産 つ 0) される 連 肥 7 ŀ 格 を 機 0 を、 渡も 畑作 0 いく。 - ウモロ いがきわ ない 酪 による土づくり、 越えなけ 転換 11 作 農 広 ま 経 有 物 ことである 生 げげ 営 多大 かのて高 いするだけ 機 産 0 コシを安定的 Ć が 度 輪 有 半 に ħ 飼料 習熟 機飼 乳に の化 ばなら か つ 作 転 11 換 か た 0 体 11 うえに、 なけ 穀物 多 Ē 分する 石燃料 系 料 違 で L なく、 培 \leq デ 確 0 和 餇 な 感を 自 ħ 生 0) な 甫 た つ 給 産 7 酪 作 場 } を 用

> 機 農は ち 早く取 ŋ 組 んでいるのである。

(2) 有 機 酪 蕽 \exists <u>|</u> | バコ ニテ 1 の 展開

誤

0 有

業が必 乳に するよう アコーンの栽培とい することにな がら多く 作業が トに いえる生産 特化 有機 なかで生まれ 連続 間 機 l 酪 須となり、 が 2増え、 ノになっ 、の失 必然的に定着することとなっ た組 酪農 であ 農生 して生乳生産 Ď, 者間 放や つ は 産 み作業が それに た。 た。 オー 0) 農業機 歩み 7 トラブル 研 0 きたの 究会 畑 有 jv つ つ 効率 ながり 機 ラウン は 地での農作 対 た飼料生産 0 効率 械 応するた の牧草、 X を経 個 もできる限 的 が ン であ F. 化 で バ 17 を進め あ 験] 有 0) 0 り、 -業は に割 デン 酪農 ろう。 8 機 生 0 産 7 酪 酪 生 農生産 た。 大型農業機 n か } 7 者にと 手 餇 農コミュ 1 る。 なけ きた 削 .]] 研究会の 料 産 \exists 替 作 か 本 こう での ンそ 0) 0 n 6 ニニテ ば ラ 酪 7 よる 械 な Z は 坐 試 所 共 1 を 有と 5 こイ 同] 異 が 1 セ な 木

り、

11

時

ŧ

難

0

ニケ る情 る課 X ンバ ĺ 報 題 いくことも少なくない。 が 0) 得 生 3 6 産 ち 間 向 を 0 n 作 取 る か り合 業調 つ わ け 情 7 いく う伸 報 整 交換 をは それ 原 間 動 そして何よりも新た じめとして日常 が が ょ 力が生まれてきた 11 有効 ることで、 つ てベ な改 善策に チ 7 次 的 々 لح な 0 ク コ 挑 な 3

1 が てい 題を乗り越えてい 広さも農業経営の 希望にもつなが ることは . るからである。 特筆すべ かって、 、きだろ <u>`</u> 重要な魅 仲間 若 う。 がいることが大きな支えに 11 卌 力であるが、 自営農業者とし 一代の後 (継者) が育 同 時 って こての に、 きて 裁 同 な 量

は

 \exists

あり方が一 重要である。 されていくからであ 酪農コミュニティ 産者にとって縦横 いる。 有機 生産者 酪農サポ 関係機 間 それはすぐ後で触れるように、 0) 0 関 方向 ・軋轢にも発展し を維 無尽の人的 の外部から トチームと連 る。 持 は 有機 収 L 放し ていく上で重 なネッ 酪 のアドバ かねな 護し ないこととも密接に 農を含め た取 | ウー 1 1 Ć 議 スや指摘に 葽 ŋ 論 組 ク な役割を んはきわ 有 が解き 4 有 機農業 機 農 関 8 ほ ょ 業 担 有 わ 0 7 生 \(\cdot\) つ 機 つ

(3) 有 機農 業 の 個 忹 多様

ただし 要になり、 るを得 要になり、 農も基本的には多 機 機農業 有機 ない 農生 牛乳 0 ことも多く ビジネスの観点から経営の 個別生産者が選択しうる経営スタイ スタイ 産 乳 規 様 製品 模が大きくなれ なスタイル ルがさまざまであるように、 なる。 の販売状況 業メ が存在するはず との摺 ば 方向 相当 力] り合 との 性を 額の 投資 っであ 判 生 h ル せ 断 有 0) ŧ せざ 機 が る。 取 引 必 酪

> は、 経営よりもか 費 0 直 なり が 制 可 約され 能な有機 0) コ ź,

> > 物

機酪農 農経営の可能性を 益はほどほどで構わ などにこだわる生産者がい であるが、 るビジネスとしての有 に縮まら 有機酪 それでも有 きかもし 酪農経営 機農産 ない 農研 わば 応 のこだわりは、 えてて 放牧や資 要因 物 0 れ 挑戦 機 究会メンバ 事業展開 11 • な 酪 < ί 農 食品に対して多様 10 期待しているところから生まれるとい の一つでもある。 優位 (源循環、 たい ないという経 こうした経 機 0] 取り組みは 生産 性 にとって制約 生活スタイル 酪農経営にこだわることも重要 たとしても当然であろう。 の生産 でもある 動物! 一者のこだわ うろう。 営ビジ 福 営判断もありうる。 な関 事業 祉 様ではな 収益 要因ともな を含めた多様 りかやモ 心 体として成 3 消費者との を持 性格差が容易 な 0) ・チベ つ 多 7 り得る 様 性は な酪 それ 交流]

な試 こうした多様 継 承させ ビジネスとしての経営展開 金石となるにちが てい 性 試 を 組 4 み込み は い ない。 \exists 本 ながら \dot{o} を遂げてきた酪 酪 有機酪農経営を発展 経 営にとっても大き I 農だけ うべ

配色と文字サイズ

農研

機構中央農業総合研究センター 菊 池

曲

豆

F, ユニバーサルデザインの定義、七原則 小さい 表 1

しやす

V

◆定義

ルギー 度等)、

など心身諸機能 認知判断機

の範囲への配慮や要素技術に

関

るISO

や J I S 規

格

が作

ユニバ

]

+

ル

デ

1 す 能

(視覚、

聴覚、

触覚等)、

身体機能

筋

関

節

自

由 機

能

知的

能

芄

記憶、

言語等)、 力

T

アレバーなどある。

さらに、

想定される使用者の感覚

区別できる凸付き容器、

商品例として、 築家ロナルド

洗髪中に目が見えなくてもシャ

丸いドアノブより回し

. メ]

ス氏が提唱

した概念

念である

衰

1

サ ルデ 1

ザ

1

八〇年 デザ 広

米

国 普 俅

建

すい

、よう配慮され

た

]

・サル 幅

1 \supset

が が

及 0

私近、

自

動

車

日

用 「ユニバ

品

などで、

1

]

#

V

GK.

は

Ü

めに

は

六

兆円 市場

へ拡大するといわれている。

商

品

規模

は二〇〇

年 成され、

兆円から二〇二五

年 ザ

女

農作業に不慣

ス

あらゆる年齢、背格好、能力の人が利用可能なよ うに、建築空間やその構成要素の対応可能な範囲を できる限り拡張するデザイン

◆七原則

- ①誰もが公平に使用できること
- ②使う上での自由度が高いこと
- ③簡単で直感的に分かる使用方法であること
- ④必要な情報がすぐに理解できること
- ⑤うっかりミスが危険につながらないこと
- ⑥無理な姿勢や強い力なしに使用できること
- (7)接近して使える寸法、空間になっていること

れな者など幅広い 齢 が は ター · 者が 低下

がアル となって 手確保 本農業 等が就農 農業法 定年 0 バ が 1 L

等を雇用 りするた 者や 感覚 ンする者 体 めに · で U た高 機 格 L 能 た

期の はぐなところが見受けられる。 やすくしたトラクタもあるが、 考えられる。 は産業機械であるが、 系の必要性を私どもでは提 に使用できる一連のユニバ ズに農作業できるよう、 み使うことなどから日用品 最近は レバ 資格無しで使用できること、 身体負担が少なく、 -を機 発し] サルデザイン機械 並 全体的にまだまだ、 能別に色分けして分 ている。 0) 使いやすさが必 また、 安全で ちぐ いかり 要と 機械 簡 体 単

量的に調査した内容を紹介する 色 おける文字の視認性 照度、 農業機械の操作表示や注意ラベ 年齢層と判読可能な文字サ に着目して表示 類 1 の実態並 ズとの関係 ル等表示 び を定 類 配 に

2、農業機械表示の実態

を 図 3 ズの分布を図 態調査結果を以 说認性については対象外とした。 ゥ 延べ八〇 4にそれぞれ 等一 1 洒 六 下に示す。 上 位 カ 台の操作パネル及び注意ラベ 所の文字サイズ、 示示す。 二〇位 なお、 までの配色を 今 回**、** 配色、 表示類の文字サ 液晶 図2、 光沢等 モニター ル等 表 宗例 0 0 な 1 実 表

範囲で、 頻値 農業機械 一二・〇ptであった。 平. 均值 の表示類の文字サイズは、 • p t 新聞で広く使われている一 標準 ·偏差九 六 から八〇 Ł р t p t 最 0

> ては、 ラベ ル説明 なお、 に教科 ゴシッ り、 どがあり、 や向きにあるもの 複しているもの、 さいもの、 これらは、 途について、「黒/白」、「白/黒」は のものや地と字の色が同じものなどは見づらい の濃淡があるものの、「黒/白 • Ŧi. V ルのタイトルに、 掘り下げた状態の表示であり、 ない その他、 |灰/白 、黒 (一九%)」、「黄/ 書体 ク体 地と字の色が同じものは、 本文、「黄/黒」、「黄赤/黒」、「赤/ ptより小さいも 「有」七六%、「半」又は 改良が必要と考えられた。 もの、 図4下のように視認性の低い もあ 調査者の目視では、 かそれに類 (七%)」、「赤/白 った。 重要な情 使用 や内 外 来 多く使用されていた。 配色は、 0 容 者の操作位置からは見づら するものが が実際 のが 専 報 黒 菛 が 用 首立 デ 語 図 割程度あった。 0 図4上のように文字が小「無」二四%であった。 ○%)」、「黄赤 を多 たな 文字部分を盛り上げ [地/字] (三三%)」、 、ザインによって色に若 取 ほとんどで、 (三%)」が多か 五%程度あった。 扱 回転計目盛やラベ 用 方法と整合性 11 ŧ 色の組み合わ しているもの Ŏ, 光沢に 自」は注意 字体 表 内 い位 ||容が 公示があ V な 重 せ 用

判読可能な文字サイズ

3

配色、照度、年齢層別の判読可能な最小文字サイズを

表示の文字サイズ 図 1

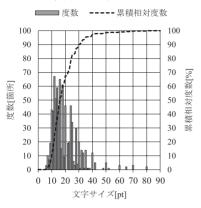
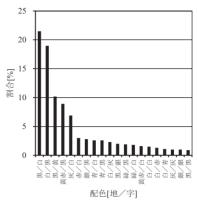


図 2 表示の主な配色



表示例(標準的な表示例) 図 3



種類:回転計 文字サイズ: 9,24 pt 地/字:白/黒 光沢:有

取扱方法を誤る と転倒の危険

あ

る 歳 歳

歳

以

上

(六五

 \pm

Ŧī.

几

)歳_)

の各二一

名

これら

Ĭ

り、

読

日

能

な

最

7

+

「六〇歳未満」

で

種類:注意ラベル 文字サイズ: 28,12 pt 地/字:黄赤/黒、 白/黒 光沢:有

表示類(見づらい表示例) 図 4



種類:操作位置 文字サイズ:6 pt 地/字:黒/銀 光沢:有 所見・文字小さい

5 黄

Y

8

14

緑

10

G

4

10

青

5 色九

黒 N

1

5

R

4

14

2

5

Ÿ

Ŕ

6

14

黄

2

色

台

N 赤[7

9

5

灰

N

5

種類:説明ラベル 文字サイズ:20,9 pt 地/字:灰/白 光沢:有

所見:見づらい配色、 文字やや小さい

> 囲 図

= であ 4 X 程 低 5 んなんと る 度 几 わ Р 照 せ \pm В 標準 被験者 高 度 か 3 1 10 ら炎天下を想定 か 通りで 偏 足 1 5 0 差 は六 下を確 X 程 10 九 0 度」、 あ 0 歳未: 認できる Ź, 0 歳 中 1 満 照度は 5 X 以 平 0 Ŀ 段 (均 0 暗 薄

1

色は であ る判読 ることを想定 0 表示 る。 操 可 6 能 -表示や 類 体 な最 示す。 主 は 小文字 た視 ゴ 使 角 ッ 距 n サ 離 ク 6 は 体 1 ル 等 で ズ 11 あ 0) を cm運 . る基 平. に Ē 転 均 お け 周 値 す

11 明

D

値 ・三~二・六倍であった。 は みやすい 読みやすい文字サイズ 判 読 可能な最 文字サイズの平 小サイズ

ないが、 がある。 特に サイズが全体的に大きくなり、 較的小さく、 昭 めと考えられる。 応能力は個人差が大きくなるた 値と標準偏差とは比例する 倍程度にもなる。 で平均値六~一四ptであ t ・「高」では、 p 中一一 (図6)。これらから、照度「中」 度 tである 〜 | | | | p t で、「中」・「高 では、 「六〇歳以上」 低 p t || これは、 照度「低」では、 照度 で平均 図 5 。 で 平 年齢による差も少 最小サイズは 低 悪条件 さらに、 値 では 値 Ŧī. 九 で平 5 mm 最小)歳

図 5 判読可能な最小文字サイズ(60歳未満)

0) 傾 ΨŻ. •

向

照度 ×低(10 lx) +中(500 lx) \bigcirc 高(10.000 lx)

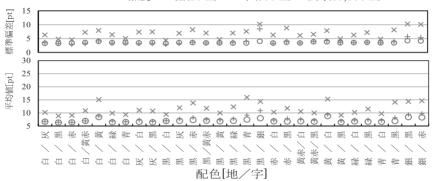
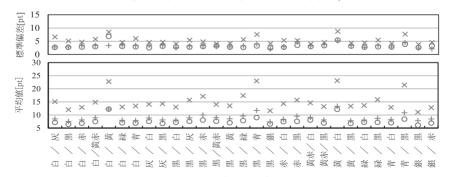


図 6 判読可能な最小文字サイズ(60歳以上)

照度 ×低(10 lx) +中(500 lx) \bigcirc 高(10,000 lx)



配色[地/字]

れら 意な差は は、 なく、 沢の 被 有 験者 1の習慣や好みなどによると考えら配色間や年齢層間にはほとんど有 にはほとんど有

5 計指標としての活用と今後の 課

能な最小文字サイズのデータは、

齢

層別

かめられ

ているので、

配色ごとに

した文字

標準正規分布表から 規分布に従うことが確

<u>@</u>

ハタイ

.ル値

を

推定可能である。 判読できる割合に対応

の九〇%以上に

照度

では一%程度あったが、「赤」や「黄 え方のばらつきが大きいと判断された るなどの経年変化を想定すると六%程度の表示が の色が同じ表示類は、 また、見る角度や光環境に 配色変更等の /白」、「黒/青」 他の配色より見に 実態調 改良 赤 銀」 査ではそれぞれ が が望まれ を含む 黄 < 実態 により え見に 丰川

くなると予想された。

地と字

|%程度であ

判読できる割合と文字サイズ(%タイル値)の推定例 表 2 単位pt

断された「白 必要がある してもらう場合には、

文字サイズを一八

р

t 以

す 圳

る

(表 2)。

なお、

安全標識等を六〇歳以上の

配色 地/字	赤/白	黄赤/黒	黄/黒	黒/白	白/黒
主な用途	安全標識	安全標識	安全標識	説明本文	説明本文
	(危険)	(警告)	(注意)		
60 歳以上 90%判	20	19	18	18	18
読可能(照度低)					
60 歳以上 50%判	14	13	13	13	12
読可能(照度低)					
60 歳以上 90%判読	12	13	12	12	12
可能(照度中)					

編集後記

態を演じぬうちに職を辞することにさせて頂いた。 想えば、 0 編 *農業・農村にいま少し光のあたる時代 集に携 わ り二〇年、 老来 0 身ゆ Ź 大き をル な 失

後退を繰り返し、いよいよ崖っぷちの感深しの今日であ経った。だが、取り巻く事態は好転するどころか混迷・の夢を追い、農業再建運動に関わってちょうど半世紀が

七年に ずれの政策も政治的色合い強く場当たり的で、 整システムや農地 新基本法の下では二一 条文に明記した食料・農業・農村基本法が制定された。 の多面 も実行されはした。 はやし立て、、変わるかも、 の直接所得保障制度が導入され それでもこの間、 殴などへの新 翌年には は 的機能の維持を掲げた「農政改革大綱 品 た戸 ii 目横 「国内生産の増大」や「自給 別 11 断 た民主党政権下では、 的経営安定対策 い政策実施の芽吹きを感じさせた。 所得保障政策 水・環境保全対策が導入がされ、 九八年に食料安全保障 マスコミが 世紀への突入と同 の淡い期待を抱かせる施 が実施された。 農業資源 戦後農政 コメの新たな需給調 時 兆四 · 環境 に中山 率の向 の確立と農業 0) 大転換」 が決めら 間 * 景観 Ŀ 地 を لح 0 策

> が起因し 背景には、 現状を好 ているのでは 玉 民の食と農に対する根 転させる施策には育 ない かと痛 感して ってい 源的 ない。 な価 値 そうした

はず、 心 が横行している。 り企業、 かなり希薄化されたように感じてならない。 景観や環境保持を口にはするが、 確かに、 豊かさは享受できても、 戦 人との絆や勤勉性の喪失などを社会に現出させた。 世は競争・市場原理を唯一 人々は食料自給率の向上や国内生産の 分配より 無類の高度経済成長を遂げた日 独占、 その陰で共に生きようとする人 均等より格差を求める価値 の如くあがめ、 国産愛護の思潮は近年 本、 だが物質的 それもその 大切さ、 国家よ 基準

治 に立ち、 し進める安倍政権は、 の余地もないの 聴く。その米国に卑屈なまでに追随する日本、 を創る作業を次 こうした新自由主義を領導する米 是非ともそうした動きにスト 司法、メディアまでもが大企業に浸食されていると 引き続き夢を追いたい 代に託 に成長を掲げ、 まさにその優等生なのだろう。 したい。 ップをかけ、 規制改革、 国では、 たれどし 農政 新し 食や農、 つ 転換を推 経済成長 かり大地 い時代

方に深甚の感謝を申し上げたい。 本誌を支えてくれた多くの読者や、執筆頂いた諸先生

(太田)